東京大会

会長挨拶
第66回租税研究大会開催にあたり

公益社団法人日本租税研究協会会長
西田　厚聰
（株式会社東芝　相談役）

本日は，第66回租税研究大会開催にあたりまして，多数の皆様と講師の方々にご参加いただき，心から御礼申し上げます。

特に，財務省佐藤主税局長，総務省平嶋自治税務局長におかれましては公務ご多忙中にもかかわらず，パネリストとしてご出席いただき，誠にありがとうございます。

また，ご出席の皆様方には常日頃，租研の事業活動にご支援・ご協力を賜っており，本席をお借りいたしまして，あらためて厚く御礼申し上げます。

さて，安倍政権が発足して以来，日本経済はアベノミクスによって回復に転じ，現在，デフレ脱却と再生に向けて着実に前進しております。今後，日本経済が持続的な成長を実現するためにも，長年にわたる構造問題の原因を取り除き，思い切った成長戦略に着実に取り組んでいくこととともに，規制改革などの構造改革を早期にかつ確実に実行していくことが重要であります。

わが国の長期債務残高は，平成26年度末には1,010兆円，GDP比202％と見込まれておりまして，歴史的，国際的にも最悪の水準となります。財政健全化を確保することが，わが国の持続的成長を支え，社会保障制度をはじめ国民生活を維持していく基盤ともなります。

長期債務残高の累増に歯止めがかからなければ，わが国財政は持続不可能な不測の事態に陥る懸念がございます。

このため，基礎的財政収支赤字を対GDP比で2015年度に2010年度の水準から半減し，基礎的財政収支を2020年度までに黒字化するという財政健全化目標に基づく改革案とその実行スケジュールを明確なものとし，確実に実行することによって，国民からの信認のみならず，日本に対する国際的な信認を得ることが必要であります。

さらには，中長期の財政計画におきまして財政健全化への取り組みを一段と強化する必要があります。歳出面においては，今後も社会保障費は拡大していくことが見込まれますので，社会保障制度の思い切った重点化・効率化によって給付の抑制を進める必要があります。

歳入面におきましては，消費税率の引上げが平成27年10月に予定されていますが，確実に引き上げることが必要です。

ただし，それだけでは受益と負担の大きなアンバランスを解消することができません。新た

な税収の確保が重要であり，財政の歳入，歳出両面にわたる改革を推進することが不可欠であります。

成長なくして財政再建はできない。強い日本経済の再生を実現し，経済再生が財政再建を促し，財政健全化の進展が経済成長の一層の進展に寄与するという好循環を実現させていかなければなりません。

今がまさに正念場であります。

このような状況におきまして，平成26年４月から消費税率が５％から８％に引き上げられました。同時に，消費税増税による景気の腰折れを防ぐため，総額５兆円規模の経済対策が取られ，さらに，復興法人税が１年前倒しで廃止されたほか，所得拡大促進税制，生産性向上設備促進税制，研究開発投資促進税制等，経済を活発にするための税制措置が取られました。財政健全化に向けた大きな第一歩が踏み出されたものであり，評価に値します。

政府は，日本が「世界で一番ビジネスがしやすい環境」を整備すると述べております。その一環として，「数年で法人実効税率を20％台まで引き下げることを目指し，この引き上げを来年度から開始する」とされたことを高く評価したいと思います。

法人税改革は，日本の立地競争力の強化並びに日本企業の国際競争力を高めることを目指すものであり，そのためには少なくとも国際的に調和のとれた税制とすることが重要と考えております。

とくに，経済の基盤となる真のイノベーションを弛みなく連鎖的に創出して，イノベーションの乗数効果を拡大させ，国際競争力を確保，拡充していくことが何よりも必要です。このためにはイノベーションの創出を促進する税制措置が重要となります。

これからの日本は，人口減少，超高齢化社会に適切に対応しつつ，小資源国である我が国のエネルギー問題や地球温暖化というグローバルな環境問題にも常に前向きに対応していくべきであります。そして，わが国が持続的な経済成長を実現することによって，国力を更に発展させていくことが，日本の国際的な信認をより一層高め，世界におけるリーダーの一員としての役割を果たしていくことができる道であると思います。

私ども日本租税研究協会は，民間の立場から，税・財政の問題を調査・研究し，毎年，中長期的な課題を含め，あるべき税制改革について，提言を行っております。

当協会ではこれまでも成長戦略と財政の健全化，社会保障制度改革を一体的に推進するためには，「経済活力の強化」と「安定財源の確保」をキーワードとして，新たな税制改革への取り組みが必要であると主張してまいりました。

税制抜本改革法による消費税率の引き上げは，これまでの当協会の提言にも沿ったものであります。今後，確実に実施されるとともに，中長期の財政健全化目標を達成する確固たる姿勢を堅持し，わが国が直面する歴史的転換点を乗り越え，新たな「日本」が創造されることを期待しております。

本東京大会におきましては，午前中の田近教授，明日午前の岡村教授からの研究報告，今から開催いたします討論会「税制改革を巡る現状と課題」と，明日の「国際課税を巡る現状と課題」，２つの討論会を予定しております。

ご登壇いただく皆様は税制，財政に精通された方々ばかりでございますので，大変有意義なお話を伺えるものと思います。ご出席の皆様とともに大きな期待を込めて拝聴したいと存じます。

最後になりましたが，ご参加の皆様方の今後益々のご発展とご健勝をお祈り申し上げますとともに，当協会の活動につきましても今後ともご支援，ご協力をいただきますよう切にお願い申し上げまして，私の租税研究大会開催に当たっての挨拶とさせていただきます。

法人税改革

－課税ベースの拡大と地方税源の拡充－

一橋大学大学院経済学研究科特任教授
田近　栄治

1．はじめに

ご紹介いただきました，一橋の田近です。本日はよろしくお願いします。「法人税改革―課税ベースの拡大と地方税源の拡充―」ということで，お話しさせていただきたいと思っています。今日は税制改革，その中でも法人税改革についてお話しさせていただきたいと思います。といっても，税制改革ですから，制度にきちんと裏付けされた話をしないといけないのですが，せっかく多くの方に来ていただいて，大変重要なテーマですから，税制の中でどう考えるかというのはもちろんその根幹ですが，経済政策としてこの問題をどう考えるか，日頃考えていることをお話しさせていただきたいと思っています。

一昨日（2014年9月15日）の日経新聞に「長期の経済停滞　停滞論を乗り越えて」という見出しの社説があったのですが，ここで「リーマンショック後，世界各国の成長がなかなか元に戻らない」という書き出しから，こんなことが書いてありました。「欧米で関心が高まっている格差問題は，日本にとっても無縁ではない。雇用状態は改善してきたものの，低い技能しか持たない若年失業者や非正規労働者が，所得の高い職を得ることは難しい。職業訓練の強化，効率化などにより格差の固定化を防いでいくことは，成長を高める上でも欠かせない」ということです。その後，安易な金融政策，安易に国が借金してはいけないということを書いてあって，「悲観論に陥ることなく潜在的な成長力を少しでも高めるような改革を持続的に進める。その覚悟があるかどうか」ということです。その覚悟の一つが法人税，法人税の在り方ではないかということです。そのようなことを私もちょうど思っていたので，興味深い社説と思いました。

同じ日の日経新聞の中に，「中間配当最高の3.1兆円」という記事がありました。「３月期企業　消費下支えも」ということで，上場企業が株主に払う配当を増やしているということです。2014年４～９月期の中間配当は増えていて，中間配当を始める企業も出てきたというようなことが書いてあります。そこで３月決算の上場企業を調査したら，４～９月の純利益の総額は11兆円超の見通しです。収益力に自信を持ち，積極的な配当姿勢の企業が見られるということです。配当性向はだいぶ日本も上がってきて，27％と４％上昇しています。これは，コーポレートガバナンス，企業統治改革を掲げているのも一つの要因であり，企業による株主配当の強化を後押ししているということです。

何を申し上げたいかというと，政府は今，コーポレートガバナンスというのを掲げて，今まで企業が内部留保でいっぱいためてきたものを，単に中でためるのではなくて，それを活用すべきだということを言っています。そういうコーポレートガバナンスの流れの中で，優良企業も配当を増やしているということです。

では，そういうことで一体どれぐらいのインパクトがあるのでしょうか。じつはこれを引用したくて持ってきました。個人の日本株の保有比率は20％ぐらいで，中間配当総額のうち個人が受けるのは6,000億円です。４月の消費税率の引き上げは年間で６兆円の税負担です。これに対して，高水準の配当は家計に恩恵を及ぼし，個人消費の一定の支えになれそうだということです。以上，ランダムに記事をご紹介したようですが，現在の日本の問題を考える時，重要なことだと思ってお話させていただきました。

２．講演の構成

なぜ法人税を今，議論しなければいけないのかというのは，皆さん，最大の関心事だと思います。私もそれをずっと考えています。日経新聞の記事にあった「雇用状態は改善したものの，低い技能しか持たない若年失業者や非正規労働者が，所得の高い職を得ることは難しい」ということですが，私は次のように考えています。昨日，一昨日と，中国の大学院生たちに授業をしてきましたが，非常にフレッシュで身を乗り出して授業を聞いてくれます。世界各国にはこうした優秀な若者が大勢いて，しのぎを削っている。その結果，就職活動自体が世界的な競争に入っているのではないかと感じます。そういう状況の中で，日本は法人税をどう考えたらいいのかを考えていきたいと思います。

それから，なぜ法人税を下げるのでしょうか。法人税を下げれば，本当に設備投資が増えるのかということです。それも何かもう時代遅れのような気がしてなりません。日本の産業をリードしているのは，もはや製造業だけではなくて，情報関連或いは小売り，卸売り，いろいろなサービス産業になっています。私は，投資が生まれないなら法人税を下げてもしょうがないとは思いません。コーポレートガバナンスも一つの引き金であることは間違いないでしょうが，やはり法人税を下げて企業が自分の使えるお金を増やして，それから配当を増やして，それが経済全体のなかで循環していくことを考えなければいけないと思います。

そういうわけで，全体としてお話ししたいのは，決して法人税だけがその原因ではないとしても，日本の高い法人税，それから円高が組み合わさった中で日本の企業が海外に投資していきました。それが日本の特に若い人を中心にした雇用のチャンスを減らす，或いは非正規化していきました。多くの政策があるでしょうけれど，ある意味でそれを反転していく一つの政策として法人税があるのではないでしょうか。法人税の改革は，企業の設備投資を促し輸出産業を増やすということだけに寄与するものではないでしょう。それが，企業の配当，或いは企業が自社株を買うことで企業価値を高め，それによって株価が上がり，個人に還元され，マクロで消費に回っていきます。そういう広いコンテ

クストの一環として法人税の問題を考えるべきではないかというようなことを，今日お話ししたいと思います。

ただ，もちろん今日ご参加の皆さんは，税のご専門家でもありますし，私もそれだけで話が済むとは思っていません。若干具体的な改革の話もさせていただきたいと思います。

話の構成は，今申し上げたことも含まれますが，なぜ今，法人税を下げなければいけないのかということです。仮に下げるべきだという議論が皆さんに受け入れられたとして，その改革に当たっての原則は一体何だろうということです。そして，その原則の下で実際に法人税改革するときに，国のサイドでやるべきことは何でしょうか。地方政府のサイドでやることは何でしょうか。実は，制度的には国と地方の分け方が非常に重要になります。日本の法人実効税率は，利益を上げている企業の平均的な税負担は，おおよそ35.5%です。，このうち国部分が25.5%で地方部分が10%になります。世界的に見て，地方が10%もの法人税を取っている国というのは，ほとんどありません。OECDの諸国の法人税の平均が大体25%です。従って，日本の国税の法人税率は，それ自身が決して高いわけではありません。その課税ベースの在り方も，決して租税特別措置で非常に大きく縮小しているわけでもありません。

従って，国税自身を見ると世界的なスタンダードから見て，何か特別な問題があるという訳ではないような気がします。もちろん個別に見ていけば，あると思います。問題は，この10%部分をどう改革するかということにあると思います。この問題は狭い意味の税制改革では追い切れず，日本全体の経済，或いは制度の話に入らざるを得ないということになります。このような状況を踏まえた上で，政府も言っているように，35.5%の税率をまずは30%以下にします。目的としては，OECDの平均ぐらいにどう近づけていくかという話になります。

従って，政策ゴールは，35.5%から25%へと10%程度引き下げられるかどうかです。推計に当たって，財務省は１%の法人税が4,000億～5,000億円だと言っています。仮に5,000億円として，10%で５兆円，消費税１%で2.5兆円ぐらいですから，オーダーとしては消費税を２%上げて，全部法人税に持っていけば，このゴールは数字的には達成できます。

３．法人税引き下げ
ーなぜ必要かー

なぜ，法人税の引き下げが必要なのかということです。これは20年来続いてきたデフレからどう脱却するのかということです。デフレとは何でしょうか。議論したら切りがないのでしょうけれど，私は山に登って低体温症で徐々に気が付かないうちに体力が減って，そして動けなくなってしまうというような状態ではないのかと思います。

例えばデフレ期には，多少資産がある人たちは自分たちの現金の価値が増えていきます。そして物価は下がっていきます。そのつけは，若い人たちの雇用の減少や賃下げを生んでいるわけですが，みんながその状況に気づかないまま，日本経済全体の体力が奪われていくということではないかなと思います。

安倍内閣でデフレ脱却を掲げて，いわゆる量的緩和，日銀が国債や社債を買い，マネーサプライを増やしました。「お願いですから，銀行の人たちは国債を買い続けないでください。国債は日銀が買いますから，銀行はもっと生産性の高い投資をしてください」というのが量的緩和の狙いです。その中で，では法人税減税というのはマクロ経済全体の循環の中で一体何を目指すのでしょうか。一つは，古典的な企業活動の活発化です。税率が下がるので，それでもって企業利益が増えて活発化するだろうということです。ただ，その場合，狭い意味での有形固定資産の増加，すなわち設備投資だけを指しているわけではない。そのほかにも，配当や自社

株の取得が増加して，資本市場を通じた経済活性化も重要です。このようにデフレ脱却の一環として法人税減税というのが位置付けらます。

ただ，今日の話はそれだけではなくて，具体的に法人税改革を論じなければなりません。高法人税の帰着は何かということです。法人税というのは厄介な税だと言われています。つまり組織としての法人が税を払ったとしても，究極的にはそれはその資本を持っている人あるいは，労働を提供している人が支払っているわけです。

デフレで円高の中で，企業は価格競争の中で製品の価格の引き下げが迫られます。それを実現するにはコストカットです。その有力な方法は賃金カットだというのはよろしいでしょう。一方，高い法人税と国際的な資本移動ということで，もちろん法人税だけが原因ではないとしても，高い法人税率と円高が組み合わさったことで日本の資本が外に行きます。海外への生産拠点やサプライチェーンの移動が行われています。

そして冒頭，日経新聞の社説のところで申し上げたように，国内労働者が海外労働者によって代替されています。そして，それを背後から支えた重要な税制改革が2009年にありました。皆さんご存じのように，それまで日本は全世界所得課税，税額控除という仕組みから，海外子会社からの配当の益金不算入制度への課税体系の変化がありました。以前は海外子会社が上げた利益を送金するときに，国内所得と合算してかけましたので，外国でお金を稼ごうが，日本で稼ごうが，その税負担は変わらないという仕組みをやってきました。

2009年に，その合算を切ったのです。戦後の法人税制の中で，私は恐らく最大級の改革だと思います。わかりやすく言うと，日本の海外子会社が海外から日本に利益を送金します。そのときに，例えば10億円送金すると，10億円のうち５％はそれに係る費用などを日本で使ったのでそれは除いて，９億5,000万円はもはや日本で税金をかけないということです。10億円海外で利益を上げたときには，合算しないで，９億5,000万円は税金をかけないで海外で税金を払えば結構ですという制度にしました。これが日本の企業の海外進出に拍車をかけていることは疑いもないと思います。同様の指摘が今年の７月にIMFが公表した政策ペーパー“Japan's Corporate Income Tax: Facts, Issues and Reform Options”にもあります。

デフレと円高の中でそのしわ寄せが労働者の賃金カットになっています。そのデフレと円高，高い法人税と円高の中で資本が海外に移動しています。経済学者の難しい議論はおいて，シンプルに考えて，日本の高い法人税を一体誰が払っていたのだろうということです。結果的には，労働者が払っていたのではないかというのが，私の一番根源的な問題意識です。資本は流動的なもの，日本から海外に国境をまたいで移動します。しかし，日本から外に行けない労働者は，そのコストを払ってしまいます。そこに，さらにデフレがかぶってきて，円高がかぶってきて，先ほど来申し上げている雇用の問題が起きているのだろうと思います。法人税の帰着，これは難しい議論をするまでもなく，それが労働に転嫁している。これが問題の核心なのだろと思います。

お手元の**資料５ページ**は，財務省の資料です。細かな説明は省いて，日本法人の税率は35.5％です。その内訳は，国が25.5％，地方が10％というイメージです。地方の法人事業税が国税のときには損金算入されるということで，25.5％が少し減るというような若干テクニカルなことはありますが，基本的には25.5％プラス10％が日本の法人税の姿だということです。

それに対して，平均税率で見て日本より高い国はアメリカです。ただ，アメリカの場合は地方税が州によってものすごく違います。資料はカリフォルニア州で，恐らく一番高い州の税率を持ってきているので，日本よりだいぶ高くなっています。アメリカの連邦政府の法人税は35.5％です。そういう意味で，日本より高いと

思います。その他，先ほどOECDの平均も申し上げましたが，大概20％，25.5％の数字になっているということです。

資料６ページは外国子会社からの受取配当に関する二重課税の調整の話です。これは，先ほど申し上げた以上に付け加えることは致しませんが，基本的には海外で日本の外国子会社が所得を上げれば，その国の税率が仮に20％ならば，そこで基本的には完結するという仕組みになったわけです。

資料７ページは，対外直接投資と受取配当及び受取配当金の占める割合と書いていますが，ご覧になっていただきますと，海外直接投資の収益というのが今や７兆円ぐらいになっています。ご存じのとおり，これが日本の国際収支の重要なプラス要因となっています。ただ，対外直接投資に対する受取配当金の割合を見ると，2009年の改革以降，上がったり，下がったりと微妙です。従いまして2009年改革で受取配当が増えるというのは，数値としては現れてはいないようです。しかし，2009年改革が日本の企業を海外に出やすくしたということは確かだと思います。

それでは，一体どうやって法人税の改革をしていくべきでしょうか。政府税制調査会でもこの議論を何回かしました。最初は，法人税を下げても，下げた以上に税収が増えるのだとか増えないのだとか，そういう議論がありました。なかなか決着のつかない議論ですが，これから入ってくるかもしれないという不確定な税収を担保にして法人税減税するのは，一般論としても難しい。そして何よりも，日本の財政事情がそれを許しません。先ほど申し上げたIMFのペーパーも，この点，つまり日本の財政事情の厳しさについては指摘があります。

今日，ここにいる皆さんは税の専門家の方が大多数だと思います。マクロの財政状況について全体像をご存じない方もいらっしゃるかもしれませんので，少し話させてください。ご存じの方は，しばらくお付き合いください。

４．法人税改革に当たっての原則

国，地方のプライマリーバランスを均衡させようというのが，日本の今の財政健全化の方策になっています。プライマリーバランス，すなわち基礎的財政収支ですが，これは基本的には税収で歳出がどれだけ賄われるかということです。つまり，借金を除いて税収で歳出が賄われたときにはプライマリーバランスが均衡しているということです。国だけでも，700兆円，800兆円の膨大な借金があるわけですから，借金の利払い，返済はさておいて，せめて毎年入ってくる税金で赤字を出すことはやめましょうということです。その意味では，ささやかな健全化政策です。住宅ローンを抱えている家計でイメージすれば，まずは自分のところに入ってくるお金で支出を賄って，その余った部分で住宅ローンの利息を払って元金を返済します。しかし日本は，住宅ローンの利息どころか，さらに借金に借金を重ねています。つまり借金に借金を重ねることはやめようというのが，日本の財政健全化の目標になっています。

そこで2020年度には国，地方のプライマリーバランスを均衡化させるという目標を立てていますが，消費税が10％に上がっても，今の予測ではこのバランスが実現されるという見通しは立っていません。この目標は世界各国の財政健全化計画に比べると，ものすごくささやかなわけですが，日本の場合にはこの目標すら2020年においても達成できないということです。その状況で法人税改革を進めるということですから，その重みは非常に大きいと思います。

法人税改革を含む税制改革は，さまざまな利益関係が込み入った中での改革だと思います。その中で，利益を既得権益とさせないためにも，ゼロベースの見直しが必要です。改革によって増えるかもしれない税収を担保に，法人税率を下げるわけにはいきません。従って改革に当たっては腹をくくって既得権益に入り込まなけれ

ばいけません。それは何よりもデフレ脱却し，労働者にしわ寄せさせてきた法人税を改革するのだという政府の強い意志だと，私は思います。

これから既得権益に食い込むという時に，現在の状況，すなわち現状の既得権益について考えておきたいと思います。海外展開している大手企業では，海外での税負担が大きく下がりました。おそらく，海外展開している大企業の連結した税負担を見れば，35.5％なんか払っているはずはないと思います。また安倍内閣発足後の2013年度，2014年度の税制改正によって，雇用を増やしたときに減税する等，非常に古典的に投資減税とか研究開発減税を導入しました。こうした租税特別措置の恩恵を得ている企業は，少なからず存在していると思います。

改革を行うには，減税部分は痛みを伴う増税で賄うのは原則です。その痛みの先に，デフレからの脱却を目指すべきです。つまりこの問題は，結果的には税の仕組みを変えますが，その先にはデフレからの脱却という明確な目標があるのだと思います。

資料10ページは，先ほど申し上げた内閣府の試算による財政健全化です。これが，日本の財政健全化の政策的な合意となって行われています。時間の関係で一言だけ言わせてもらうと，経済再生ケースというのは，2013～2022年の平均成長率が実質２％，名目３％程度と，非常に素晴らしい数値になっています。この間人口が減っていますから，１人当たりGDPの成長率は４％ぐらいでしょうか。この成長率は2015年度に４兆円規模の歳出健全化努力を行い，さらに同年10月１日に消費税率を10％に引き上げたことを前提とした上での推測値です。参考ケースは実質１％，名目２％ということです。

国・地方のプライマリーバランスは実は赤字になっていて，これが2010年にGDPの▲６％です(**資料11ページ**)。６％ということは，GDPが大体500兆円ですから，30兆円以上の赤字があります。これを2015年に半減して2020年にこれを閉じるというわけで，実線が経済再生ケース，点線が参考ケースです。参考ケースというのは，先ほどの実質１％，名目２％です。ご覧になっていただくと，かなり楽観的な経済成長を予測した再生ケースでも，2020年にまだ▲２％と基礎的財政収支が改善できないとなっています。しかもその背後の仮定は，名目GDPの成長率が長期金利よりも高いという前提を置いています。もし，長期金利が上がって，長期金利の利率が名目の成長率よりも高くなると，日本の債務GDP比率は発散してしまう可能性もあります。

このように日本の財政は，息を飲むような状態で運営されていると言えます。そうした中で法人税改革をしていくのですから，法人税を減税して最初からネットの減税を想定して議論するのはやはり望ましくないと思います。私はこれまでに，日本のデフレ脱却，そして法人税が労働者或いは労働賃金に帰着している，従ってデフレ脱却の経済政策の一つとして法人税をやるべきだと話しました。ただ残念なことに，法人税減税が経済政策としてこれだけ重要であっても，それと非常に厳しい日本の財政をどのように組み合わせるのかという問題に対して，明確な答えが出ているわけではありません。大きなチャレンジになっています。

５．何が問題となっているか

法人実効税率というのは，先ほど申し上げたように，25.5％プラス10％というのが私のイメージです。多少ここで数字のやりくりがあるのは，先ほど申し上げたように，地方の法人事業税が国税で損金算入されているからです。そして，地方の法人課税は法人住民税（都道府県，市町村）と法人事業税の所得割があります。これから中身に入っていきますが，厄介な問題は法人所得の実効税率という言葉です。

例えば法人が固定資産税を払っている場合には，当然ここに入ってきません。付加価値というのは企業の売上から仕入れを引いたものです

から，それは企業の利益と賃金と利払いと地代とからなっています。そうすると，企業がその付加価値に対して税金を払ったときには，どう考えるかという問題が出てきます。外形標準課税の外形とは一体何かというと，所得以外にかけることが外形だとされています。企業の資本額に着目したり，付加価値に着目したりしますが，所得以外に税金をかけているときには外形標準課税となり，それは法人所得の実効税率には入っていないということになります。

従って，外形標準課税による見かけの負担軽減というのは，法人事業税の外形標準部分である，付加価値部分（付加価値割）と資本に係る部分（資本割）は所得課税に入らないということで，実効税率から除外されているということです。実はここが，この25.5％プラス10％の議論の中で，政策の最前線に出て来る問題になります。

そこでここからは，法人税をこれから下げていくという議論をしていく中で，国税部分と地方税部分をどう考えていくかという問題に焦点を当てたいと思います。25.5％プラス10％の法人税を，OECD の平均ぐらいまで目指して下げていきたいとした場合に，国税部分と地方税部分をどう考えていくかという問題です。ものすごく議論を短絡化してしまえば，仮に地方の10％を，政治的な実現可能性はともかくとして，全部消費税で代替してしまえばどうかということです。そうすると，先ほど申し上げた計算で，消費税が１％で2.5兆円ぐらい，２％で５兆円です。そして実効税率１％の法人税が5,000億円ぐらいとすると，大体消費税を２％上げて，地方法人税を全部取ってしまいます。それが１つの答えなのかもしれません。経済学の観点からは興味深い改革提案ですが，消費税の現実から考えれば直ちに実行することは困難ですので，議論を進めます。

先ほど来申し上げている厳しい財政事情の中で，国税法人税でどんな改革があるのだろうということです。そして少し乱暴なことを申し上げましたが，地方法人税をもう少し丁寧に見て，それをどう見直していったらいいのだろうという議論を進めていきたいと思います。

まず国税法人税については，先ほどから申し上げている厳しい財政事情の中で，既得権益に思い切って切り込むという面では議論すべきことがあるというのが私の考え方です。

資料14ページは今年の６月か７月に法人税グループで出した税調の資料です。租税特別措置なかりし場合に，税引き前当期利益に法人税率をかけたら，16.2兆円（平成24年度ベース）取れるということです。しかし，実際は10.4兆円しか取れていません。では，差額は何かというのがこれになります。そうすると，租税特別措置による軽減額が１兆円です。それから，受取配当の益金不算入が1.4兆円です。これは，企業間で配当をやりとりして，そのたびに課税したら大変なことになります。個人に配当する前に，何回もかけられてしまいます。ということで，法人間の受取配当には税金をかけません。それが益金不算入ということでしょうけれど，それによって1.4兆円が単に漏れているということです。

それから，海外子会社配当の益金不算入です。これは，先ほど申し上げた件です。もし日本で税金をかければ，あと6,000億円取れたと言っています。それから，大きいのは，欠損金の繰越控除ということです。企業は過去の損金を将来にわたって取り返していくわけですが，それによって2.3兆円も穴があります。その他が0.6兆円です。

そうすると，国税の法人税改革はどうするかというと，いわゆる課税ベースを広げて税収を増やすというのは，この中のどれかから税負担を増やしてくださいと言っているわけです。すると，皆さんはどうお考えですか。租税特別措置にどう切り込みますか。受取配当の益金不算入にどう切り込みますか。海外子会社の益金不算入にどう切り込みますか。欠損金の繰越控除にどう切り込みますか。そういう話になります。

一つずつ見ていきたいと思います。個人的には，この際租税特別措置で残っているものは徹底的な見直しをすべきだと思います。その最も大きなものの一つが，研究開発税制です。これは，昔，研究開発費が増えたときに，研究開発費と言っても基本的には人件費の塊なのでしょうけれど，それに対して税額控除で払った税額のいくらかを減らしましょうということをしてきました。それがいつの間にか研究開発費全体に対する税額控除になってきています。この議論をするには，やはり研究開発税制をどう考えるかというのが大きな問題になると思います。

そもそも研究開発費というのは，そのほとんどが人件費だとすれば，それは法人所得段階で引かれているので，ある意味では２度にわたって引いているわけです。それから，研究開発というときに，研究開発税制を利用している企業，業種というのが，製薬会社や自動車関連会社など特定の業種に偏っています。逆に言うと，今の研究開発というのは，例えばIT 産業等はほとんどこの恩恵に浴していません。そういう問題をどう考えるかということです。それから，2013年，2014年度のデフレ脱却のためになされた追加措置を，どう考えるかということです。

私は，受取配当金の益金不算入制度や欠損金の欠損金の繰越控除というのは，税制上何もおかしいものではないと思います。企業間が配当で受け取っているわけですから，そこで税をかけ合ったら，配当に何回もかかってしまうわけです。最終的に個人に行くところでかければいい。従って，この制度自身に何か正すべきものが本質的にあるとは，私は思いません。皆さんも多分そうだと思います。

欠損金に関しても，実はこう考えています。法人税というのは一体どういう税なのかという本質的な話になります。理想的には，法人税というのは，企業の売上額から仕入れコスト，労働コスト，そして使用した資本がもしこの会社で使わなければ生み出したであろうコスト，いわゆる資本の機会費用を引いた純利益から税を頂くというのが，本来の在り方だと思います。とすれば，企業が赤字のときには，その赤字部分につき，将来にわたって税負担を減らすことで，実は政府と企業はパートナーとなる。企業活動の成果がプラスのときには，幾らかは政府が頂きます。ところが，企業の所得がマイナスのときには，税金を軽くしてあげますよということです。

最初に話すべきだったかもしれませんが，法人税の本質というのは，政府が企業の上澄みを頂くことにあります。企業が人を雇う，或いは資本を使うということに対して政府は阻害してはいけない，上澄みを頂くのだということだと思います。上澄みを頂くということは，実は政府が企業に対してリスクをシェアすることです。リスクをどうやってシェアするかといったときには，損したときには，その損は過去に払った税を戻してあげたり，将来の税負担から減らしてもいいよということになります。従って，理屈的に言えば，企業が赤字を抱えたならば，それに利息を付けて無限の期間，将来的にわたり繰越控除を認めるのが，その上澄みから政府が税を頂くという考え方に立てば正しいわけです。

このように法人税の重要な役割は，企業のリスクを政府がシェアすることです。さはさりながら，厳しい財政事情の中の法人税減税です。異次元的な改革もやむを得ないという気持ちで，受取配当金の益金不算入を発行済株式等の25％以上を６か月以上継続保有している子会社からの配当には認め，25.5％未満の子会社からは，企業のパートナーというよりは金融投資しているかもしれないので，一部配当金に税金をかけるのもやむを得まいということです。同じように，繰越欠損金も今，過去９年間それぞれの所得の８割でしたか，その９年をもっと長くして８割を小さくするというのも，やむを得ないことかなと思います。

それから，議論はし尽くせませんが，中小企業課税を一体どうするかということです。単に

中小企業が所得をきちんと申告していないとか，赤字企業が多いとか，そういうことではなくて，本質的な問題は，中小企業の上げている所得が，資本から上がっているのか，労働から上がっているのかが，わからないということです。つまり大きな企業ならば労働者に賃金を払います。残ったものは資本の取り分です。ところが，中小企業或いは自営業者に近いところでは，上がった利益が労働のうちどれだけが資本と労働に帰属するのかは明らかではありません。その中で，各国さまざまな租税回避に悩まされている。

北欧で二元的所得税というのがあります。二元的所得税のアキレス腱と言われたのは，法人化していない企業の所得にどう税金をかけるかということです。つまり二元的所得税では，資本所得に対しては一律30％などで税を課します。税率は一般的に，個人所得への税率より低く設定されています。その結果，中小企業には，自分の上げた所得を資本所得にしてしまう誘因が働きます。日本の場合はどうかというと逆で，今度は個人所得にしてしまえば，給与所得控除が非常に大きいので，このほうが得になってしまいます。

だから，この問題は単に中小企業は税をちゃんと払っているとか，払っていないとかそういう次元におさまりません。企業の所得が労働から来ているのか，資本から来ているのかがわからないという状況で，租税回避ができるだけ生じないような方法を各国が模索しなければなりません。

今までずっと法人税の話をしてきましたが，個人にも目を向けたいと思います。法人は所得を上げれば法人税がかかります。それで株価が上がると，個人は譲渡益税がかかります。配当をもらえば配当課税されます。従って，法人に対する課税を考えるときには，個人サイドのキャピタルゲイン課税と配当課税を考えないと，全体像は議論できないはずです。もし法人税率を下げるならば，税引き後利益は増えるので，企業は配当を増やすことができます。

従って，改革を進めていく一環としては，個人サイドで資本所得課税の強化が必要になるだろうと思います。たとえばキャピタルゲイン課税の強化で，分離課税の20％の税率を25％へと引き上げることなどが必要となると思います。先ほど言及しましたIMFのペーパーも同じようなことを言っています。世界的に見て，資本所得の分離課税が20％であるような先進国というのはほとんどありません。

次に，地方法人税の国税損金不算入をどうするかということですが，これはテクニカルな問題です。もしこれで全体としての税率を下げることがやり易くなるならば，選択肢の一つであると思います。

国税の課税ベースの議論で，政策として筋が通っていて，そして金額的にも重要だと思うのは，研究開発税制と減価償却費の話です。技術的になりますが，現行では建物は定額法，機械装置等はいわゆる200％の定率法ということで，機械を買ったときにその耐久年数で計算した定額法の償却を200％（２倍）にします。それから，定率的に下げていくというのが今の償却方法です。少しここで頭を切り替えていただきたいのです。

シャウプ勧告の時代のように，日本が２桁のインフレで進んでいるとします。そういうときに減価償却をどうするかについて議論がなされました。シャウプ勧告の日本経済に対する最大の貢献は，資本の再評価だったと思います。つまり，インフレが進んでいく中で，例えば100万円で買った資産は，それをさらに更新するときには200万円になっているかもしれません。それを100万円の簿価でもって償却していったときに，いよいよ更新するときにはお金が十分にないかもしれません。つまり，その間に見かけの利益が流出してしまうわけです。そこで，シャウプ勧告は資本を再評価してきちんと償却できるようにしなさいと言ったのです。

では頭を切り替えて，デフレになったらどうするかということです。今，金利がゼロになっ

たとします。金利がゼロになったら，200％のような加速で償却する意味というのは何もありません。いつ償却しようと現在価値は変わりません。先ほどから言っているように，国税部分で異次元的な改革によってでも何とかして財源をひねり出したいというなかにあって，この日本の機械類の200％の定率償却は全部定額償却に直せば良いのです。それがたまたま国際的な会計慣行と近似しているということもあるかもしれませんが，国税で財源をひねる，つまり金利が低い中で財源を調達する恐らく最大の財源は，減価償却を思い切って定額法にして財源をひねり出すことだと思います。　それから，中小企業課税については，**資料16ページ**に公益法人の課税や一人会社のオーナー課税や，同族会社の留保金課税などありますが，決してこれをそれぞれ個別なものとして扱わないで，ぜひ税調の場も含めて中小企業の課税を，今後どういうふうに整理するのかという観点から先に議論していくべきだと思います。

そしていよいよ地方の問題です。まず**資料18ページ**をご覧下さい。これは一連の地方法人税に関して，税制調査会で総務省の方が提出された資料です。平成26年の地方財政計画で，都道府県地方の税収が35兆円ぐらいです。この網掛けの部分が法人絡みですが，都道府県で全体の10％ぐらい，地方で５％ですから，地方全体の収入の15％を超えるものが法人税関係になっています。だから，問題の根幹は，これをどう考えるかということになります。

申し上げたように，地方の税収に占める法人課税部分が大きい。地方の本来の税源は，地方サービスの対価としての個人住民税や固定資産税です。法人は，固定資産税を通じて，つまり法人は所在する地方，或いはある地域で活動するわけですから，そこで使う固定資産に対する税金はきちんと払うべきです。或いは，その簡易版である均等負担をするべきです。しかし，日本では法人税源の多くを地方に依存することによって結局何が起きているかというと，税収が大きく変動し，地域間の偏在が生じています。しかも，皮肉なことに，もっとも財源のある東京都は法人税の超過課税をしています。

では，法人税のうち地方がどのぐらい依存しているかということを見てみましょう。これも総務省の資料です（**資料19ページ**）。そうすると，平成26年（2014年）の予算ベースで，国税法人税が10兆円，法人住民税・事業税が7.5兆円です。しかし，法人税の一定割合が地方交付税になっていますから，実は10兆円は地方が依存しています。つまり，歳出サイドまで考えると，地方が法人税に非常に強く依存しています。だからこそ総務省は，この税を簡単に扱ってはもらっては困るという議論になっているわけです。

資料21ページをご覧ください。少し説明しますと，国の法人税で，法人住民税があって，これは市と県があって，所得割と均等割があります。事業税は，所得にかける部分と外形にかける部分があります。それだけではなくて，地方の住民税の一部を地方に回すべきだという地方法人税があります。それから，法人事業税の一部を地方法人特別税といって，他の地方に回します。従って，単に地方の法人依存が大きいだけではなくて，この構造は非常に複雑になっています。

以上を踏まえつつ，地方法人税の問題を締めくくっていきたいと思います。外形標準課税というのは，先ほど申し上げたように，所得以外を課税標準とするのが外形という意味で，資本金１億円超の法人にかかります。つまり１億円以下はかかっていないということです。法人事業税は法人税と同じ所得を課税ベースにするもの，企業の付加価値を課税ベースにするもの，資本金を課税ベースにするものからなっています。このうち所得割が75％，その他の外形部分が25％ということで設計されています。法人事業税の税収は２～３兆円となっています。

では，この外形標準課税をどうするのか。皆さんもいろいろお考えがあるでしょうけれど，

外形標準課税は基本的には付加価値にかける部分が大きくなる。資本金にかけるといっても，資本金を変えれば負担が減ってしまいますから，誰が考えても資本金を課税ベースにふるのは困難です。実際，外形標準課税は資本金１億円超にかけると言った途端に，資本金を減らす企業もあった。従って，外形と言うときには，その大部分は付加価値になるのでしょう。

今までデフレの中で，しかも円高が加わってそのしわ寄せが労働賃金に来ていたというのがわれわれの出発点でした。実は，企業の付加価値の半分以上は賃金なのです。従って，外形標準として付加価値に税金をかけるということは，賃金の実質税負担が増えるというわけです。それはもちろん総務省の方も配慮しています。これが雇用安定控除ということで，付加価値が1,200の企業で，そのうち800も賃金があるところは負担が高くて仕方がない。従って，賃金に対する外形標準課税の部分は減らしてあげましょうということです。減らし方はいろいろありますが，報酬給与額が収益配分額（支払利子，支払賃金，労働賃金の合計額）の70％を超える場合，付加価値額から雇用安定控除額を控除することにしています。

このように収益配分額の７割を超えるものはかけませんと言っているのですが，実は７割超の企業が全体の８割になっています。外形標準課税の最大の問題は，付加価値にかけたときに，付加価値の最大要素は賃金になるわけですが，雇用安定控除を行った場合に，８割もの企業が該当するという事実です。

ここに企業の経営者の方もいらっしゃると思いますが，経営がうまくいくときもあるし，悪いときもあります。経営がきびしくなったときには，雇用の調整をせざるを得ません。そこに，さらに賃金課税がされるわけですから，やはりこれはデフレ脱却という問題から考えると，日本の法人税改革の進め方としては，望ましいものではない。外形標準課税をやってきているアメリカのミシガン州やドイツなどを私は見てきましたが，そのいずれにおいても，企業の固定費用を増すことになる賃金に着目した税は難しいというのが世界的な結論になっています。

まとめに入ります。原則的なことを申し上げれば，地方にとってふさわしい税源として，個人住民税や固定資産税の強化を図っていくべきだと思います。その他，法人事業税の中でも見直すものはあります。例えば政府税制調査会は延々何十年にわたって社会保険診療報酬の事業税の改正を要求してきましたし，医療法人にかかる税率の特別措置，自由診療の軽減措置等改善を要求してきます。見直すべき項目の一つです。

これまで法人税の帰着，減税の必要性，日本の財政状況，その中で進めるべき改革として国税部分，地方税部分について話してきました。これだけ膨大な借金を抱えた国がデフレ脱却を目指して，法人税制を改革していこうというのは大変なことです。こぶしを振り上げたのはいいのですが，これをどうやって振り抜くか，そんな状況にあると思います。

６．改革をどう進めるか

そういう中で，具体的にどのような道筋があるでしょうか。今まで申し上げたことのまとめになりますが，第１弾としては，法人実効税率を35.5％から30％切るような水準にするということです。そして税収中立の制約の下にデフレ脱却を目指します。そのためには，国税で異次元的な改革もやむを得ないのだろうと思います。租税誘因策や優遇税制の徹底的な見直し，そして残念ですが，受取配当への課税や繰越欠損金の時限的な課税強化もやむを得ないのではないでしょうか。そのなかで財源としては減価償却の定額化が一番大きいということです。

減価償却というのはトリックでもあります。投資直後の減価償却額を絞れば，課税所得が増えて税収が増えますが，将来的に償却が続きますから，将来は税が取れないという面もありま

す。これをどう考えるのでしょうか。せっかくデフレ脱却を考えているので，これで経済が活性化していけば，投資が増えて，それが明日の投資は明日の投資でさらに課税ベースが広がっていくということを考えれば，単なる計算だけではなくて，減価償却の定額化に伴って得られるだろう税収をどう見積もるかというのは，国税改革の山場の一つになると思います。その際，財政健全化に当たって想定されている政府経済見通しを前提とすれば，相当の増収額を見込むことができるはずです。

それから，地方の方はなかなか難しい。ただ，ここに日本の法人税改革の本質があるということを申しました。地方法人税部分の負担を下げ，25％程度の税率を全体で目指すということです。外形標準課税の最大の問題は，それが固定費用となり賃金課税となってしまうことです。それが企業の雇用コストを上げ，その結果，賃金カットや雇用調整がなされる可能性が高い。

地方法人税改革の原則は，減税財源として既存の税源の拡充を徹底することです。つまり個人住民税と固定資産税をもっときちんと取るべきだと思います。それで十分な財源が確保できないときには，地方消費税に代替するなど，その他の税源による地方法人税の改革の道を探るべきです。先ほど述べたように，IMF の人たちやエコノミストの主張するように，思い切って地方法人税の一部を消費税で代替するぐらいのことがあってもいいのかもしれません。こうした考えを政策にどう反映させるのかというのが，われわれの突きつけられている法人税改革の最大の課題の一つなのだと思います。

ご清聴どうもありがとうございました。

Q&A

（Q１）　どうもありがとうございました。28ページないしは16ページで，近年新聞紙上でもぽちぽち出てきているのですが，機械の減価償却の定額化がさも可能性大であるような形で言われていますが，やはり本来税の在り方を考えるときに，単に税収の穴埋めということではなくて，機械の減価償却がどうして出てきたのかという本則に立ち戻って，近年，先生もご専門の財務的な観点を含めて，投資の回収の早期化というようなもので出てきた250％定率法が200％へと，ちょっとやり過ぎたかなという形で健全化するのであって，16ページにあるように，単に企業利益の圧縮につながるからおかしいのではないかというのは少し乱暴な議論ではないでしょうか。機械の投資減税は，米国や或いは英国，欧米諸国でも当然のこととして今受け入れられている状態で，会計で定額法をやっているのは当然のことであって，こういった形が減価償却を定額化すれば税収が増えるというのは，本末転倒ではないかなという感じを私は持っています。これについて，やはり本来の姿にして，あまりこれはいじるべきではないなというのが私の考え方です。これについて，コメントを頂きたいと思います。

（田近）　償却のところは皆さんからもっとご意見を聞いて議論すべきだと思います。また，先ほどいきなりシャウプ勧告の話をしてしまって皆さんを振り回してしまったので，舌足らずだったかもしれません。減価償却をどう考えるかです。利子率がゼロだとして，100万円の機械を今買ったとします。今，即時償却して100万円です。それから10年間の耐用年数で10万円，10万円，10万円でやっても，利子率がゼロなのだからその償却の現在価値は変わりません。逆に言うと，利子率がものすごく高いインフレが進んでいるような状態で，即時償却で100万円資本回収できるとします。それがもし10万円，10万円，10万円でやっていって，利子率が例えば10％ならば，10万円，10万円，10万円での現在価値というのは恐らく80万円とか70万円になってしまします。それが問題なのだというのがシャウプ勧告のときの問題でした。

つまり，インフレが進んでいるときでは，10万円，10万円，10万円で，簿価で償却すると，見かけの利益が流出してしまいます。それが今，金利が非常に低くなっています。そういうときに，償却の現在価値から考えると，加速的な償却をする必要はありません。企業財務に対してはニュートラルだろうという意味です。従って，ここで何か投資促進的なものに対して水を差すとかいうのではなくて，税の中立性から考えると，金利が低くなっているときには，償却は限りなく定額的なものに近づいていいのではないかという意味です。

あと，これはご指摘のとおり，国際会計で定額に近づいているから定額がいいのだというのは，理屈としてはそんなにしっかりしたものではないと思います。

法人税改革
—課税ベースの拡大と地方税源の拡充—

田近栄治（一橋大学）

2014年９月１７日

構成

- 法人税引き下げ
  —なぜ必要か—
- 法人税改革に当たっての原則
- 何が問題となっているか
  国の法人税の改革
  地方法人課税の改革
- 改革をどう進めるか

2

法人税引き下げ
ーなぜ必要かー

- デフレ脱却

日銀による量的緩和と並んでデフレ脱却をめざすための手段だ。

法人税減税＝＞
企業の税引き後利益増大＝＞
①企業活動の活発化：　投資増大など
②配当、自社株の取得：株式市場を通じる
　資産効果による需要喚起

3

法人税引き下げ
ーなぜ必要かー

- 高い法人税の帰着とは

①デフレ化＋円高
　企業は価格競争の中で製品価格の引き下げを迫られる。それを実現するにはコストカット。その有力な方法は、賃金カットだ。

②高い法人税率と国際的資本移動
　高い法人税率＋円高
＝＞資本の国際移動（海外への生産拠点やサプライチェーンの移動）
＝＞国内労働者の海外労働者による代替

③全世界所得課税から海外子会社からの配当の益金不算入制度（国外所得免税制度）への課税体系の変化
＝＞日本企業の海外での競争力の支援
＝＞これは同時に、日本企業の海外進出に拍車をかけている。

4

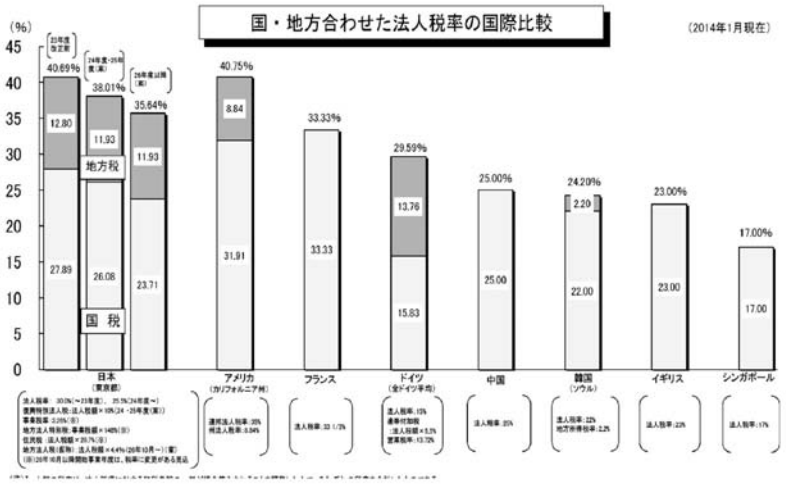

▶ 5

外国子会社からの受取配当に関する二重課税調整措置の見直し(平成21年度改正)

《21年度改正前》

○ 間接外国税額控除制度

外国子会社からの配当について、我が国で課税した上で、外国で支払った税額を調整

(例)<税率20%>　　<税率30%>

外国子会社(所得100)　現地法人税:20　→配当支払い→　子会社配当 100　国内親会社(所得300)

納税額:(300+100)×0.3−20=100　課税対象＋税額控除

《21年度改正後》

○ 外国子会社配当益金不算入制度

外国子会社からの配当は、我が国では益金不算入

(例)<税率20%>　　<税率30%>

外国子会社(所得100)　現地法人税:20　→配当支払い→　子会社配当　国内親会社(所得300)

納税額:(300)×0.3=90　課税対象

⇒ **外国子会社が、税制に左右されずに国内への配当の時期やその額を決められるようになった。**

(注)実際に課税されないのは、配当額の95%。

▶ 6

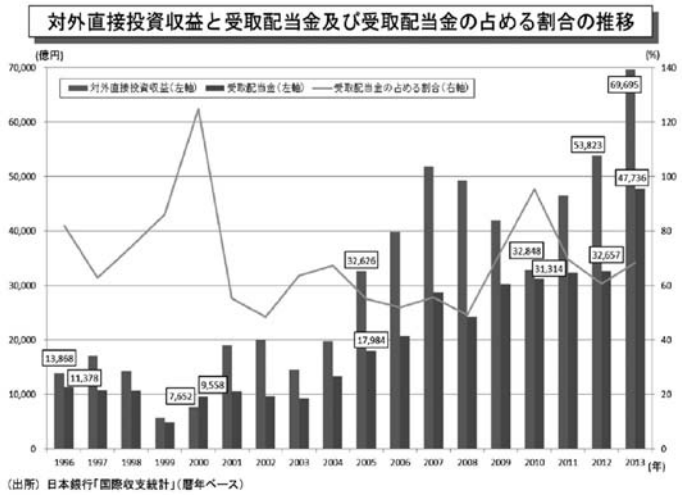

7

法人税改革に当たっての原則

- 税収中立に基づく改革とすべきだ。

① 日本の財政状況

2020年度の国と地方のプライマリーバランスの均衡が困難化という財政事情。その場合、債務・GDP比率は発散。

②法人税を含む税制改革は、様々な利益関係が込み入った中での改革。利益を既得権益とさせないためにも、ゼロベースの見直しが必要。改革によって増えるかもしれない税収を担保に法人税率下げるわけにはいかない。

8

法人税改革に当たっての原則

- 現在の状況
- 海外展開をしている大手会社では、海外の税負担が大きく下がった
- 安倍内閣発足後の2013年度と14年度の税制改正によって、雇用促進税制、投資減税、研究開発費減税などにより租税特別措置が復活。
- こうした利益を得ている企業は、税負担からみて現在でも「悪い状態でない」。
- 改革を行うには、減税分は痛みを伴う増税で賄うのが原則
- その痛みの先にデフレからの脱却を目指すべき

9

参考　内閣府試算（平成26年1月）による財政健全化目標の達成状況

経済に関するシナリオ、財政面における主要な想定

○ 経済に関するシナリオ（「経済再生ケース」と「参考ケース」の2ケース）

・「経済再生ケース」:「三本の矢」の効果が着実に発現し、今後10年（2013～2022年度）の平均成長率は、実質2%程度、名目3%程度

・「参考ケース」:内外経済がより緩やかな成長経路となり、今後10年（同上）の平均成長率は、実質1%程度、名目2%程度

○ 財政面における主要な想定

・2015年度については、「中期財政計画」を踏まえ、一般会計の基礎的財政収支（PB）の改善努力（少なくとも4兆円程度改善）。

・消費税率（国・地方）については、現行法を踏まえ、2015年10月1日より10%へ引上げ。

（※）消費税率の10%への引上げについては、税制抜本改革法附則第18条にのっとって、経済状況等を総合的に勘案して、判断を行う。

10

試算結果

<国・地方の基礎的財政収支（対GDP比）>

（注）上記の数値は、復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース

<国の一般会計の姿（「経済再生ケース」）>

（単位：兆円程度）

	2013年度（平成25年度）	2014年度（平成26年度）	2015年度（平成27年度）
(A) 税収等	52.6	54.6	59.9
(B) PB対象経費	76.3	72.6	74.4
一般会計におけるPB (C)=(A)−(B))	▲ 23.7	▲ 18.0	▲ 14.5

2013年度当初予算の▲23.2と比較すると、 3.5兆円改善
5.2兆円改善

<国・地方の公債等残高（「経済再生ケース」）>

（単位：対GDP比、%程度）

	2015年度（平成27年度）	2020年度（平成32年度）	2023年度（平成35年度）
国・地方の公債等残高	190.6	185.2	184.0

○「経済再生ケース」では、2015年度の国・地方PBは対GDP比▲3.2%程度で、PB赤字対GDP比半減目標達成（2010年度（▲6.6%）からの半減）。2020年度の国・地方PBは対GDP比▲1.9%程度で、黒字化目標の達成のためには、更なる収支改善が必要。

○「参考ケース」では、「経済再生ケース」に比べて税収が低い一方で、歳出は「経済再生ケース」と同額を想定しており、2015年度の国・地方PBは対GDP比で▲3.4%程度で、PB赤字対GDP比半減目標達成のためには、更なる収支改善努力が必要。

11

財政の長期推計A（試算結果）

（実質経済成長率1.0%、名目経済成長率2.0%、一般政府ベース、現行制度を前提）

○今後50年程度（2060年度まで）の間、収支改善を行わず、現行の制度・施策を前提とした場合、高齢化に伴う「年齢関係支出」の増加と金利・成長率格差により、一般政府の債務残高対GDP比は急速に膨張（発散）。（ベースライン）

○例えば、2060年度までに債務残高対GDP比が100%となるよう収支改善を行った場合、ベースラインから12.89%（S1'）～14.05%（S1）の恒久的な収支改善が必要。2021～2026年度の6年間に段階的に収支改善を行う場合（S1）、必要な収支改善を2021年度から直ちに行う場合（S1'）と比較して、1.16%の遅延コスト（COD）が発生。

○2060年度以降に債務残高対GDP比を安定させるために必要とされる恒久的な収支改善幅（対GDP比）はベースラインから12.55%（S2）。また、S1'＞S2の場合、S1'の収支改善を継続すれば、債務残高の対GDP比は2060年度に100%に達した後に安定。

	債務残高対GDP比	備考	収支改善幅	IBP(1)	IBP(2)	COD	DR	COA
S1	2060年度に100%	必要な収支改善を段階的に行う場合	14.05%	3.80%	3.87%	*1.16%*	2.57%	2.66%
S1'	2060年度に100%	必要な収支改善を直ちに行う場合	12.89%	3.80%	3.87%	0.00%	2.57%	2.66%
S2	2060年度以降、安定		12.55%	3.80%	3.97%	−	−	4.78%

（注）2021年度の名目GDP（639.9兆円）で計算すると、S1：対GDP比14.05%は約90兆円、S1'：対GDP比12.89%は約82兆円、S2：対GDP比12.55%は約80兆円に相当。

<一般政府の基礎的財政収支（対GDP比）（イメージ）>

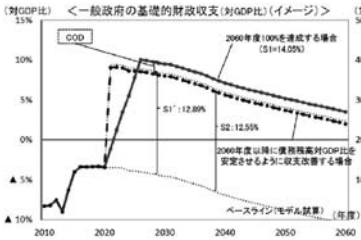

<一般政府の債務残高（対GDP比）（イメージ）>

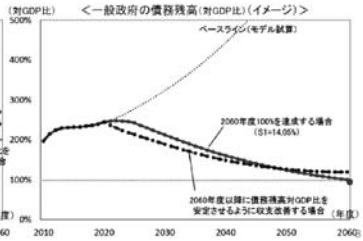

12

何が問題となっているか

- 法人実効税率（35．64%）＝国税＋地方税
  ＝23.71%+11.93%

・ 国の法定税率（25.5%）が23.71%となるのは、地方法人事業税が損金算入されることで、国税の課税ベースが縮小することによる。

・ 地方法人課税は、法人住民税（都道府県、市町村分）が1.42%、3.49%。法人事業税の所得割が7.02%

・外形標準課税による見かけの負担軽減：

法人事業税の外形標準部分である付加価値割と資本割部分は、所得課税に入らないとして、実効税率から除かれている。

13

法人税額（国税）と税引き前利益の関係（平成24年度）

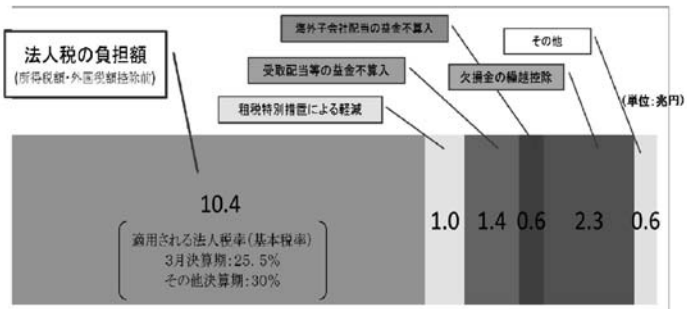

(注) 1. 国税庁「会社標本調査」（平成24年度）等に基づき財務省で推計
2. 上記は、平成24年度に適用される法人税率による法人税額（所得税額・外国税額控除前）、
及び、法人税所上の主な措置による法人税負担への影響額を推計したものである。
3. 「その他」は、連結納税による個別所得金額の合計額と連結所得金額との差額・事業税の損金算入額（減収要因）、
欠損金・寄附金等の損金不算入額（増収要因）等を勘案したもの。

14

何が問題となっているか

- 国の法人税改革：課税ベースの拡大

① 各種誘因税制の見直し

・研究開発税制（総額型、増加型）

・2013年度、14年度の設備投資減税（特別償却、税額控除）、雇用促進税制など

② 「異次元的」改革：

受取配当等の益金不算入＝＞一部参入（課税）

繰越欠損金の控除＝＞控除期間の延長・控除額の縮小

③ 中小企業課税の見直し

資本金1億円以下の企業の800万円までの所得への軽減税率は19%であるが、2011年度改正で臨時的に15%。しかし、中小企業であれば、すべて所得が小さいわけではない（会計検査院の指摘）

15

何が問題となっているか

④ 地方法人税の国税損金算入の制限

地方負担を国税で相殺せず、国と地方法人税を別個な負担とする。

さらに、固定資産税をも国税において損金不算入とすることも選択肢の一つだ。

⑤減価償却費

・現行方式： 建物は定額法、機械装置等は「200%の定率法」か「定額法」の選択が可能。

・機械装置等の減価償却のあり方：

インフレが進行するときは、機械の取得価格より再取得価格が大きくなり、償却不足による資本コストの増大が生じる。しかし、高率のインフレの期待されない状況では、加速償却は企業利益を圧縮する効果が働く。定額法に移行するべきだ。

⑥公益法人課税（社会福祉法人課税など）、一人会社のオーナー課税、同族会社の留保金課税などの課税適正化。

16

何が問題となっているか

▸ 地方の税収構造

① 地方の税収にしめる法人課税分が大きい。

② 地方の本来の税源は、地方サービスの対価としての個人住民税や固定資産税だ。法人は、固定資産税を通じて、応分の負担を行うべきだ。あるいは、その簡易版である均等負担。

③ しかし、日本では地方税源の多くを法人に依存することによる税収の変動と（地域間）偏在が生じている。

④ みんなで渡るから大丈夫だ、で続いてきた地方法人税。しかも、標準税率以外はすべて超過課税。とくに東京など大都市部での課税強化がなされている。

▶ 17

地方税収と地方財政の財源不足の状況

○ 地方財政は、地方税収（35．1兆円）の約3割に相当する巨額の財源不足（10．6兆円）が生じている。
○ 消費税引上げによる地方の増収は実質3兆円程度であり、今後も厳しい財政状況が続く見込み。

地方税収の構成（平成26年度地方財政計画額）

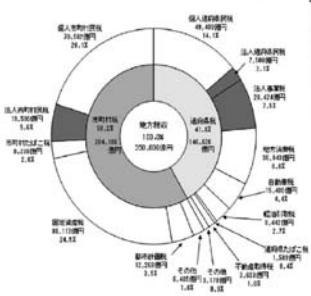

地方税収と地方財政の財源不足の推移

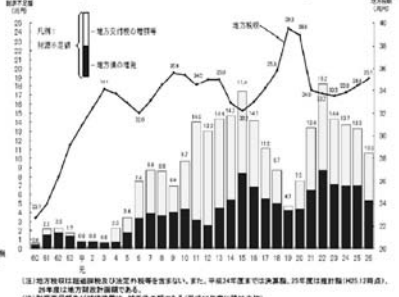

1

▶ 18

法人関係税収の国・地方間の配分（平成26年度予算ベース）

○ 国・地方を通じた法人関係税収のうち、地方法人二税（法人住民税、法人事業税）に加え、法人税の地方交付税原資分を含めると、全体の約6割が地方分。

○ 地方法人二税の税率を引き下げる場合はもとより、法人税の税率を引き下げる場合でも地方財政に大きな影響を与えることに留意が必要。

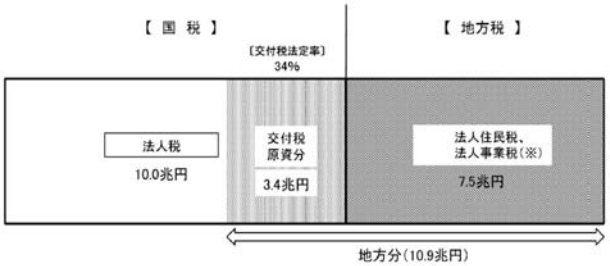

※法人事業税には、地方法人特別税を含む。

▶ 19

法人関係税の国・地方の配分

＜ 税収 ＞

※ 平成26年度予算・地方財政計画ベース

国・地方を通じる法人関係税収の6割強は地方財源である。（平成26年度）

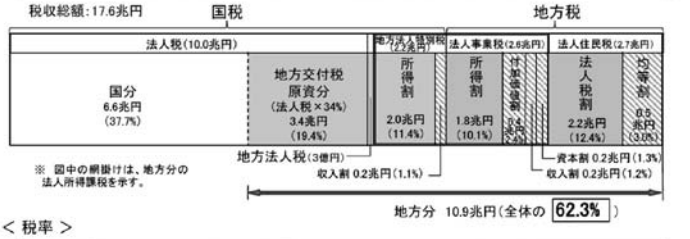

＜ 税率 ＞

法人所得に係る法人実効税率の6割弱は地方分である。

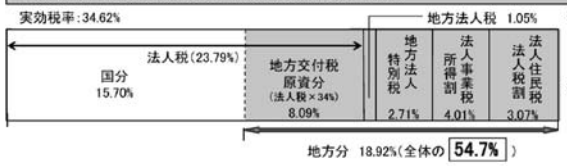

※ 実効税率は、標準税率ベースであり、平成26年度税制改正を踏まえたもの。

※ 東京都ベースの実効税率は35.64%

▶ 20

法人課税の概要（平成26年度改正(案)ベース）

※ 税収はH26収入見込額

法人税（国） 10.0兆円
※ 税収の34%は地方交付税の原資
所得 × 税率 25.5% ＝ 法人税額

地方法人税（国） ※新設
※ 税収の全額が地方交付税の原資
H26年度の税収は僅少、28年度以降平年度化
平年度の税収規模 0.5兆円
法人税額 × 4.4%
※ H26.10.1以後適用税率

法人住民税（県・市） 2.7兆円
- 法人税割
  - 市：法人税額 × 12.3%（9.7%） 1.6兆円
  - 県：法人税額 × 5%（3.2%） 0.6兆円
  - ※（ ）内はH26.10.1以後適用税率
- 均等割 0.5兆円

法人事業税（県） 4.8兆円（2.2兆円）
※（ ）内は地方法人特別税（内数）

【資本金1億円超の普通法人】 2.8兆円
- 所得割：所得 × 7.2% 2.2兆円
- 外形標準課税
  - 付加価値割：付加価値額（※当期分税・繰越欠損金） × 0.48% 0.4兆円
  - 資本割：資本金等の額 × 0.2% 0.2兆円

【資本金1億円以下の普通法人・公益法人等】 1.6兆円
- 所得割：所得 × 9.6% 1.6兆円

【電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人】 0.4兆円
- 収入金額課税：収入金額 × 1.3% 0.4兆円

▶ 21

外形標準課税の実績（平成２４年度）

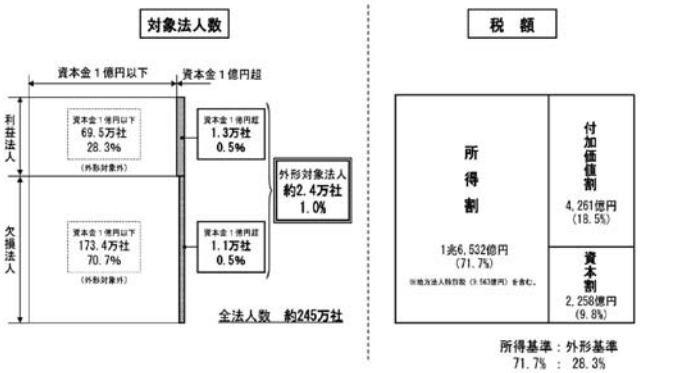

（注）１　法人数は、平成24年２月１日から平成25年１月31日までの間に決算を行った普通法人についての計数であり、「平成24年度道府県税の課税状況等に関する調」による。なお、全法人数に収入金額課税法人（2,226社）は含まれていない。
２　税額は、平成24年度の外形標準課税対象法人（24,194社）の調定額を集計した値であり、超過課税分を含む。また所得割は地方法人特別税（3,563億円）を含む。
３　端数処理のため、計が一致しない箇所がある。

▶ 22

法人事業税の所得割、付加価値割、資本割の税収推移

【外形対象法人】 （単位：億円）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成26年度（地財ベース）
所得割（特別税含む） ①	24,735	26,536	24,517	13,636	13,563	14,674	15,850	21,163
所得割の割合 ①/④	76.5%	77.8%	76.7%	73.5%	65.0%	69.4%	71.5%	76.2%
付加価値割 ②	5,129	5,249	5,144	3,114	4,685	4,219	4,128	4,290
資本割 ③	2,466	2,316	2,292	1,811	2,603	2,252	2,181	2,304
事業税額計 ①＋②＋③ ④	32,330	34,101	31,953	18,560	20,851	21,145	22,159	27,757
外形標準課税の導入がなかった場合の税収試算 ①×4/3 ⑤	32,980	35,381	32,690	18,181	18,084	19,565	21,133	28,217
④と⑤の差	▲ 650	▲ 1,280	▲ 736	379	2,767	1,580	1,026	▲ 460

【外形対象外法人】 （単位：億円）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成26年度（地財ベース）
所得割（特別税含む）	16,706	17,288	15,257	11,021	11,969	12,625	13,616	16,656

※ 平成26年度は地方財政計画ベース、その他は、決算額であり、超過課税分を含まない。

▶ 23

雇用安定控除について

雇用安定控除額 ＝ 「報酬給与額」－「収益配分額」×70%

「報酬給与額」が「収益配分額」の70%を超える場合、「付加価値額」から雇用安定控除額を控除する。

（具体例）

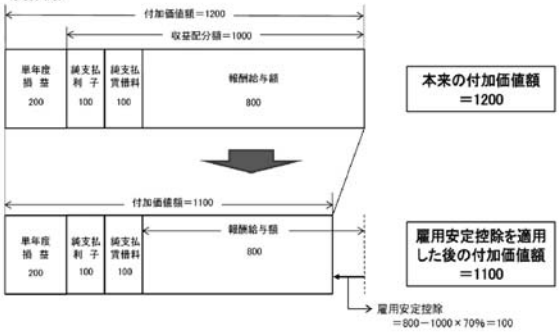

17

▶ 24

雇用安定控除の適用状況について

○ 約8割の法人において雇用安定控除の適用により税負担が軽減されている。
○ 雇用安定控除による減収額は約727億円 ※ 付加価値割税収額 4,128億円

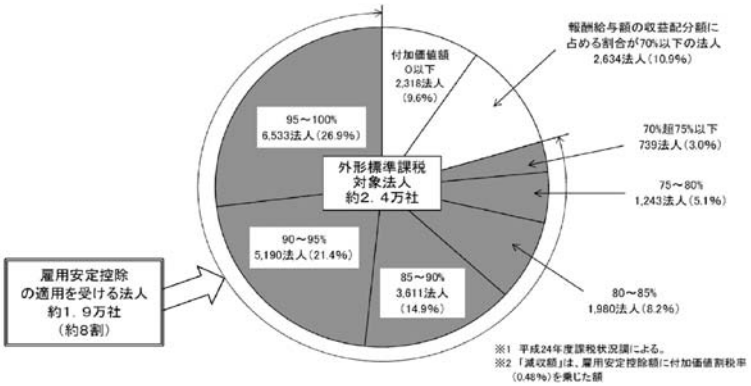

▶ 25

何が問題となっているか

▸ 地方でやるべき改革

①地方税としてふさわしい個人住民税や固定資産税をもっとしっかりと取るべきだ。

②法人事業税の優遇税制の見直し:

社会保険診療報酬の益金・損金不算入制度

医療法人に係る税率の特別措置（自由診療による所得への軽減措置）

▶ 26

27

改革をどう進めるか

- 改革の第1段階：法人実効税率を20%代に。
  徹底的な課税ベースの見直しによって税率引下げを図るべき。

税収中立の制約のもとにデフレ脱却を目指すには、減税財源確保のために異次元的な改革が必要。租税誘因策や優遇税制の廃止を含む徹底的な見直しを行うべき。必要財源次第では、損失恐れずリスクをとる企業の姿勢をできるだけ阻害しない範囲で受取配当への課税や繰越欠損金の時限的な課税強化を図るべき。

財源としては、減価償却の定額化が大きい。しかし、これは投資の初期に生じる増大であり、同一投資であれば、時間を通じて効果は漸減することに注意。

28

改革をどう進めるか

改革の第2段階

地方法人税部分の負担を下げ、25%程度の税率を目指す。外形標準課税の最大の問題は、外形課税が固定費用となり、とくに賃金課税となってしまうことだ。それが企業の雇用コストをあげ、その結果、賃金カットや雇用調整がなされる可能性が高いことだ。

したがって、地方法人税改革の原則は、減税財源として既存の税源の拡充を徹底することだ。それで十分の財源が確保できないときには、外形標準課税を廃止し、地方消費税に代替するなど、その他税源による地方法人税の代替の道をさぐるべきだ。

29

税制改革を巡る現状と課題

●参加者（五十音順）

財務省主税局長	佐藤　慎一	氏
明治学院大学経済学部教授	西山　由美	氏
（公社）日本租税研究協会専務理事	秦　邦昭	氏
総務省自治税務局長	平嶋　彰英	氏

司会 横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授	岩崎　政明	氏

討論中に言及されている資料は、巻末「**資料編１頁～67頁**」に掲載されています。

はじめに

（岩﨑）　ご紹介いただきました岩﨑政明でございます。法科大学院で租税法を担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。

先般，第２次安倍改造内閣が発足いたしました。安倍内閣における新しい課題は，従前のアベノミクスを実行，実現するために，経済最優先の施策を行うということが標榜されておりますが，その中でも新しい観点として地方創生，女性の活躍を促進するということがうたわれております。今後その施策が具体的に発表されてくることと思われます。

その過程においては租税特別措置，減税措置や新しい補助金等の財政出動が予定されるかもしれませんが，これまでのように公債を新しく発行するということはもうできない状況ですので，これからの財政運営に当たっては増税，減税を組み合わせて実効的に工夫をしていく必要があろうと思われます。その点で，本日は佐藤主税局長，平嶋自治税務局長にご出席いただいておりますので，この観点からいろいろなご意見が伺えるのではないかと思っております。

これからの進行を最初にご説明させていただきます。本日，佐藤局長におかれましてはご公務の関係で早めに退席されることが予定されております。そこで，進め方につきましても，従前とはちょっとスタイルを変えさせていただきます。前半と後半の２つに分けまして，前半部分においては国の財政，税制につきまして討議をさせていただきます。その後，後半に地方の財政，税制についての討議をさせていただくということにいたします。

それぞれ局長から現状と課題についてご説明いただき，その後に，理論的な観点からは学会を代表いたしまして，西山教授に意見を発表していただきます。ちょうど女性の登用を促進するということが新しい内閣の課題ということになっておりますので，租研としましてもそのような観点で進めさせていただこうということになりました。

その後に，納税者，企業サイドからのご意見を頂くということになっています。本来は谷口租研副会長にこの場でご意見を頂く予定でありましたが，突然のことで残念ではありましたけれども，ご逝去なさいました。本当に心からお悔やみ申し上げたいと思います。

ただ，谷口副会長は本日の討論会のことをお気遣いいただいて，意見メモを作成してくださっておりました。また，その内容につきましては秦専務理事と何度か協議をなさっておられました。そのことから，本日は秦専務理事の方から谷口副会長に代わってご意見を発表させていただくということにさせていただきたいと思っております。

それでは，まず前半部分の討議を始めさせていただきたいと思います。国の税財政に関する中長期的な課題と現下の問題，そして，それに対する施策につきまして，佐藤局長の方からご説明いただければありがたいと思います。

Ⅰ．最近の経済・財政情勢

（佐藤）　佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。このような場を頂きまして大変ありがたく存じております。日ごろから租

研におかれましては，税制についての貴重なご提言などを頂きまして，大変感謝申し上げている次第でございます。

本日は，税制のみならず，できるだけ包括的に今現在置かれている経済・財政事情についてご説明させていただき，併せて，税制がその中でどう位置付けられるべきかをご説明させていただきます。若干端折りながらの説明となりますがお許し賜れればと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

資料は２部作です。１つは「最近の経済・財政情勢」で，もう１つは「税制の当面の諸課題」を整理したものです。それぞれに沿ってご説明をさせていただきたいと思います。

１．全体像

「最近の経済・財政情勢」を１枚めくっていただきたいと思います。**資料**①は，安倍政権が発足いたしましてからの経済・財政運営の枠組みというものをわかりやすくまとめたものです。

安倍内閣が発足後，経済情勢は激変をいたしました。円安，株高，それから，雇用環境等々が大きく変わってきています。その背景としては様々な要因があると思いますけれども，政策のスタンスの変更がかなり寄与しているのではないかと思われます。それを１つの表にまとめた**資料**②を手始めにご説明いたします。

ご承知のとおり，「３本の矢」の政策がございます。金融政策，財政政策，成長戦略ということです。上の２つはどちらかといえばカンフル剤的なものですが，これらにより時間を稼ぎながら，３つ目の成長戦略でもって中長期的な経済成長を目指すということです。まずはデフレからの脱却，その後，持続的な経済成長を実現していく。つまり企業のデフレマインドが「氷河」のように凍りついているのを溶かし，できるだけリスクテイクできる状況に復元させていく中で，日本の持ち前の潜在的なストック，資金力，技術力等々を顕在化させて，ポートフォリオ・リバランスを作り上げ，潜在成長率を引き上げていくことを狙っている政策です。ですから，短期と中長期を一体として考えられるものです。

ただ，「３本の矢」の政策をうまく進めていくためには，厳しい財政状況から来るリスクを取り除かなければなりません。吹き出しに「国債リスクの低下・金利の安定」と書いていますが，持続的な経済成長に向けた施策を進める過程で，悪い金利上昇を防いでいく，財政のリスクプレミアムを上昇させないようにしていくことも頭に置きながら進めていかなければなりません。消費税率の引上げというものは象徴的な取組みの一つです。これは，政府の財政健全化に対する強いコミットメントを内外に示すという意義を持っており，これにより，金利の低位安定に努めていくということです。

一方，歳出の大宗が社会保障関係の支出ですので，財政健全化と一体となって社会保障制度の安定化をしっかり行っていかなければなりません。このことが，左側の吹き出しにあるように，「将来の信頼」といったプラスの効果が出てくれば，これらが一体として好循環をもたらしていくことを目指しております。

２．経済政策

安倍政権における経済政策について，具体的な時系列イメージを示したものが**資料**③です。左半分ですけれども，2012年末に政権が発足い

たしましてから「３本の矢」の政策，それから，昨年12月20日に政労使合意が行われ，賃上げの流れが出来上がっていきました。スタートダッシュを非常に巧みに行ったことにより，経済が順調に成長，回復をしていくという状況になりました。

今年の４月１日には消費税率が引き上げられました。これは財政健全化に対する政府の意思表明そのものです。ただ，それに伴いまして，その前の１−３月期は駆け込み増によりプラス6.0%，４−６月期には▲7.1%という形の反動減が生じています。この駆け込み増と反動減は，山高ければ谷深しで，元々想定されたものです。その後の７−９月期以降については，民間予測機関の見通しでは，点線で描かれた右肩上がりの回復軌道のラインに沿って戻っていくことが予測されています。

右半分をご覧いただくと，消費税率の引上げに併せて経済政策パッケージを講ずることで，全体として反動減からの早期回復を下支えしていこうとしています。

６月24日には，「日本再興戦略」を改訂いたしました。中長期的な成長率の底上げ，生産性向上のための底上げ戦略を併せ行いながら，下折れしないような形をつくり上げようとしています。反動減から早期回復させ，成長軌道への復帰を確実なものにしていくということが，大変重要なことだと考えております。

足元の景気については色々な見方がございますが，GDPの回復基調を確実にしていくために政策運営の手綱をしっかり締めて，メンテナンスをしっかりしていく必要があると考えています。

３．経済状況

そこで，経済の現状のご紹介をさせていただきたいと思います。**資料⑧**です。

これは株価をはじめとする，金融市場周りのさまざまな指標です。アベノミクスによって，経済の様相が一変したことがご覧いただけます。

資料⑨で実体経済の数字を確認したいと思います。実質GDPの動きですが，先ほどご覧いただいたように，右側のグラフで１−３月期は駆け込み増の影響があり，プラス6.0%となっています。４−６月期は反動減によりマイナス7.1%ですが，１−６月をならした上で，それを前年同期比で見ますと，プラス1.3%，去年の10−12月期と比べても，プラス0.5%です。山高ければ谷深しで，反動減がありましたが，ならしてみれば回復軌道上にあるということです。

ただ仔細に見ると，民間消費，設備投資，公共投資，輸出等がどうかなど，色々な懸念を指摘する向きもあります。**資料⑩**は各界のエコノミストの見方を紹介しています。申し上げたような幾つかの項目について悲観的に見る見方と楽観的に見る見方が交錯しているという状況です。

部門別に見ていただきます。企業部門の状況は，**資料⑪**です。鉱工業生産指数で見ていただきますと，プラスの方向となっています。設備投資計画は，６月の日銀短観の調査では上方改訂をされプラスになっております。企業収益環境は非常に良好であること，それから，設備の不足感も相当高いことから，設備投資の増加傾向は維持されていくという見方も十分成り立つと思っております。

資料⑫と**資料⑬**は家計部門です。個人消費の動き等を確認していただきます。

まず**資料⑫**は，商業販売統計や家計調査の数字です。３月が駆け込み，４月が反動減，その後はもたつきながらも回復しつつあるという状況です。アメリカでは今年の春先は大雪で大変だったわけですが，日本もそれに劣らず，雨や台風による大きな被害があり，天候異常による悪影響も大きかったと思われますが，いずれにしても家計部門の経済状況が今後どう推移するかはまさに要注意です。

ただし，**資料⑬**で雇用や所得の環境を確認していただくと，失業率や有効求人倍率などを見ると完全雇用に近い状態になっており，更に持

続的に改善している状況です。左下はそれぞれフルタイム，パートタイムの賃金の動きですが，改善傾向は明白です。それから，春闘の状況を書いてありますけれども，全企業で2.07％，ベア分でもプラス0.4％というように，これまでとは様変わりの状況になっております。

右上は１人当たり名目賃金です。賃金総額は名目雇用者所得として，１人当たり名目賃金と労働者数とを掛けたものです。数字を確認いただきますと，１人当たり名目賃金が前年比で2.6％のプラス，労働者数もプラス1.6％です。これらをかけ合わせると，4.2％増，実質でもプラス0.2％という形になっているわけです。

ベアの成果が基本給の増加として表れているとか，ボーナスも良かったとか，或いは労働者のところにつきましては正規雇用の比率が上昇するとか，構造的な変化の予兆すら感じられます。所得・雇用環境が非常に改善されていることは事実ですから，これを持続できれば，消費の息長い下支えが可能になってくるのではないかと見ております。加えて，消費税が８％に引き上げられたことに伴い，所得の低い約2,400万世帯に対して，簡素な給付措置の支給が始まっておりますけれども，このような政策の効果も次第に顕在化してくることも期待されます。

実質賃金に着目すべきだという議論がございます。実質賃金，すなわち１人当たり名目賃金を物価で割ったものですが，景気回復の局面では，名目賃金の動きがどうしても遅行的になっていく傾向があることも踏まえてよく見ていく必要があります。

また，一口に物価上昇といいましても，今回の物価の上がり方は通常の場合と違い消費税率引上げに伴う物価上昇を含んだものであるということです。実質賃金を見る時にはその分の影響を除いて考える必要があります。

いずれにしても，全体的には所得環境が良くなっていますが，今後ともよくウォッチしたいと思っています。

資料⑭は，97年に消費税を３％から５％に引き上げたときの経済状況と現在の経済状況を比べてみたものです。現状と何が違うかということは一目瞭然です。2014年には，雇用・設備・負債の３つの過剰という状況はみられず，経済の底力は段違いに力強いものがあります。デフレに突入していく状況が97年時点にあったのに対して，今はデフレから脱却して，賃金が上昇局面に来るということで，ベクトルが全く違う方向に動いています。よほどのことがない限り，下振れて腰折れてしまうような状況にはないと思われますが，ここはなおしっかりウォッチしていきたいと思います。

４．成長戦略

ここから先はアベノミクスの「第３の矢」の成長戦略の話を申し上げます（**資料⑮**）。

本年６月に「日本再興戦略」の改訂版を出しました。大部なものですが，要点をこの３つのポイントで整理をさせていただきます。

１つ目は日本の「稼ぐ力」を取り戻すという視点から，コーポレートガバナンスの強化，政労使会議の継続，成長志向型の法人税改革を三位一体となって行うことで収益力を拡大し，賃金や配当等によってステークホルダーに還元していくといういい流れを作り出していこうというものです。２つ目は，女性・外国人の活躍促進と働き方の改革です。３つ目が農業，医療等における岩盤規制改革により，新しい市場を作り出していくという政策です。いずれにしてもデフレからの脱却が視野に入りつつあり，デフレマインドが打破されるきざしがある，まさにこの機会をとらえて，中長期的な経済成長につなげていけるようにという発想なのです。冒頭に申し上げたようにデフレマインドが壊されつつあるという現状下で，リスクを取りながら何をしていくかは専ら民間部門次第ですが，これを支えていくために政府として最大限の取り組みを行っていくという考え方であり，アベノミクスも第２フェーズに入ってきているという認識です。

資料⑯は，特に「稼ぐ力」という視点を取り出したものです。企業の生産性を向上させ，高付加価値化，収益性向上を実現させていく，ROEを上げていくという動きの中で賃金や設備投資，配当の形でステークホルダーに還元されて，いい好循環を生み出していくことが求められているわけです。

そのために，例えばコーポレートガバナンスの強化により，企業における新陳代謝とか，或いは企業風土の変革という１つの大きな流れを作り出していく必要があります。また，「政労使会議」を活用して，生産性向上に伴う賃金の上昇や，多様な形態の正規雇用労働者の実現といったような労働市場改革も推進していきます。成長志向型の法人税改革は，そういった施策と一体のものとして位置付けられます。法人税については後程申し上げますけれども，単純な法人税率の引下げということではなくて，経済の好循環を作り出していくためのポジティブな法人税構造改革を志向するものとしてしっかり検討していくことが重要と思います。

資料㉒です。担い手を生み出すという視点から，女性の働き方に中立的な税制，社会保障制度の見直しを検討することとされています。配偶者控除に絡む話，大きく言えば，家族の在り方をどう考えるかという問題もここに直結するので，今後丁寧に議論をしたいと思っております。

５．財政

資料㉕です。財政問題を考える場合，何よりも社会保障の在り方を考えなければなりませんが，そのためにも，まず人口構造の変化についての現状をご確認いただければと思います。

左側のグラフは65歳以上の対総人口比です。日本は2000年の段階で17.2％でございますけれども，2015年には26.4％，2020年では28.6％と，急激に伸びていく状況であり，人口構成も極めてアンバランスなものになっていきます。

資料㉖をご覧下さい。団塊の世代の動きを図示したものが左側のグラフです。2020年に団塊の世代が71歳から73歳になります。１人当たりの医療費，国庫負担等をご覧いただきますと，年齢が上がるにつれて，急激に国庫負担が上がってまいります。つまり，高齢化のスピードに比して，財政負担はそれ以上のスピードで増大していくという構造だということです。2025年になりますと，団塊の世代が全て75歳以上になります。１人当たりの医療費の国庫負担が32.6万円という世界に入ってくるので，医療・介護の費用が2025年を境に更に増大していくということになります。

資料㉗は，社会保障給付費がどう伸びるかを示しています。

右側のバーグラフをご覧ください。1990年の歳出では，公共，防衛，文教・科学技術が25兆円，それに対して2014年が26兆円，地方交付税は1990年度の15兆円に対して2014年度の16兆円と，おおむね横ばいです。大きく変わっておりますのが社会保障支出で，12兆円から31兆円へ約2.5倍となっています。それから，国債費が14兆円から23兆円です。1990年当時は公債残高166兆円で金利水準が６％程度でしたが，今は公債残高780兆円で金利水準が1.2％です。現在の低金利により財政的には助かっていますが，それでも国債費は２倍弱増加しています。

資料㉘をご覧ください。貿易サービス収支は，震災以降，原油の輸入急増等により，赤字となっています。所得収支の黒字により今のところはオフセットされておりますけれども，経常収支が難しい状態になってきています。これが続くようですと，財政赤字と併せていわゆる双子の赤字になっていく可能性も否定できません。

それから，右側のグラフですが，一般政府債務残高が1,200兆円程度で，これを消化するためのバックアップとなる家計金融純資産が1,260兆円であり，更にはどんどんその差が縮まってきている状況です。

この２つのグラフを併せ見ますと，国債がどんどん累増化していくことがいかに潜在的な不

安材料を抱え込んでいるということは自ずとわかるところです。

政府は，財政健全化目標を**資料㉙**のとおり設定しております。2015年度の国・地方の基礎的財政収支（PB）の対 GDP 比を2010年度▲6.6％に比べて半減させ，2020年度にはそれを黒字化させる。それ以降は債務残高の GDP 比を安定的に引き下げていくという目標を立てています。

資料㉚は，内閣府が一定の仮定を置いて中期的な財政状況を試算したものです。名目経済成長率が，2015年度以降３％程度で経済成長するという状況を前提にしています。それから，消費税率の10％への引上げも織り込んで試算されています。

その上で，右側のグラフを見ていただくと，実線（経済再生ケース）の折れ線グラフですけれども，2015年度の見通しとしては基礎的財政収支（PB）の対 GDP 比は▲3.2％です。2010年度の▲6.6％に対しては約半分ですので，何とか半減が視野に入ってきているということです。ただ，その先の2020年度の状況をみると，成長率が３％をこえるかなり意欲的な状況の下ですら▲1.8％で，実額では，11兆円程度の赤字が見込まれています。PB の黒字化に向けて，この状況にどう対応していくのかが，10％への引上げを行った上で更に突き付けられている課題だと言えます。

こうした極めて厳しい現状の下，経済再生と財政健全化の両立という課題に対して，ナイフの刃を歩くような絶妙なバランスを保ちつつ取り組んでいかなければならないわけです。これは誠に厳しい現実ですが，もはや逃げることはできません，果敢に取り組んでいくしか道はありません。

Ⅱ．税制における当面の諸課題

次に「税制における当面の課題」というテーマに移りたいと思います。消費税をはじめ，４つのテーマに分けてご紹介をいたします。本年秋以降，本格的な税制改正作業に取り組んでいくわけですが，非常に重い項目が横たわっており，いつもの年とはいささか趣が違うという感じがしております。法人税改革や消費税をめぐる話，所得税の配偶者控除に関わるものなどが課題です。

１つ１つ丁寧に議論しながら結論を導いていくことになりますけれども，担当者としての正直な実感を申し上げますと，日本の経済・社会・財政が大変動を起こしていて，日本の税制そのものがその構造変化にフィットしているのか否か，更には将来を見据えてどうあるべきかを模索すべき事態に至っているのではないかという気がします。

もちろん毎年度の改正の中で，必要な見直しや手直しがなされてきておりますけれども，それでも十分ではなく，むしろ「改革」という形で様々な税目のあり方そのものを再検討する必要が生じてきているのではないかという気すらして参ります。

従いまして，今から申し上げます４つのテーマについても，あるべき税の姿をどう考えたらいいのかという大局観を常に頭に置きながら，改正作業に当たっていかねばならないと思っております。

１．消費税関係

まず，**資料㉝**の消費税です。消費税率の10％への引上げについては「骨太方針」で「26年中に判断を行う」とされています。税制抜本改革法案のときの国会の議論では，「経済状況の判断」とは，基本的には例えばリーマンショックのような極端なことが起こった場合には引上げは困難だというようなことを想定したもの，とのやりとりがございましたけれども，実際に引上げ判断をするときには足元の経済状況を丁寧に見ていくというのは当然ということで，26年中に判断を行うことが閣議決定で確認されました。

７−９月１次 QE が11月17日に出されますの

で，それを注目しつつ，さらに将来の経済の見通しはどうか等についても総合的に勘案しながら，判断していくということになります。

足下の経済状況を心配する意見がある一方で，消費税の10％への引上げがすでに法律として制定されている事情や，消費税が社会保障財源になっていることなども含めて総合的に考えるべきだという意見も多くあり，いずれにしてもしっかりと判断していくということかと思います。なお，10％への引上げを仮に延期すると判断する場合には，当然のことながら税法を改正しなければなりません。

資料㉟は，消費税を５％から10％に引き上げた場合に，その税収を全て社会保障財源に充てるという法律上の規定になっておりまして，それがどういうところに使われるのかを整理したものです。

税率５％の引上げにより約14兆円の歳入増になりますけれども，その行き先としては社会保障の充実に１％相当の2.8兆円，社会保障の安定化に４％相当の11兆円強を充てることになっています。８％から10％への消費税率引上げが滞りますと，子ども・子育て支援など社会保障制度の充実に支障が出てきかねません。

資料㊱は転嫁対策等の取組みについてです。転嫁対策につきましては「消費税転嫁対策特別措置法」に基づきさまざまな調査，指導等の取組みが行われています。

転嫁拒否等に対する調査，指導，勧告について，これまでの実績件数が示されております。こういうことをやりながら，着実な転嫁が進むよう対策をしてきていますが，引き続きしっかり取り組んでいきたいと思います。

資料㊳は，消費税の軽減税率についてです。低所得者への配慮の方法として，軽減税率がいいのか，或いは給付がいいのか，さまざまな議論がある中で，与党の26年度税制改正大綱では，「税率10％時に導入する」とされました。ただし，「関係事業者を含む国民の理解を得た上で」となっておりますので，軽減税率に対する理解が得られる状況かどうかを確認しながら，これから議論を幅広に進めていく必要があります。

軽減税率については，国民にもう少し具体的なイメージを持った上でご議論いただきたいということで，本年６月５日に，与党において「消費税の軽減税率に関する検討について」が公表されました。**資料**㊴は，その要点を抜粋したものです。例えば左側の上ですが，対象品目の範囲をどうするかという点については，一口に飲食料品といいましても，いろいろな線引きができますので，仮に①から⑧までという線引きを考えるとすると，どれぐらいの減収になるかということが示されています。また，それぞれの線引きを行うと想定した場合に，どのような境界事例が出て来るかといった点も明らかにしています。このように，この**資料**は，軽減税率のあり方を消費者団体や事業者団体を含め，国民の皆様に考えていただく材料として提供されています。

区分経理につきましても，軽減税率を導入するとすれば，そのための環境整備をしなければなりません。インボイスなどをきちんと整備する方式から簡便な方式まで，様々の方法を整理して公表されています。

こうした**資料**をベースに，**資料**㊵の62団体にヒアリングが行われましたが，結論的には賛否両論あり，着地するという感じには至ってません。

軽減税率の導入に賛成する団体は自ら関係する商品は軽減対象にしてほしいということですし，反対の立場からは線引きが難しい，事務負担が大変，高所得者にも適用される，といった問題点の指摘がございました。年末に向けてどういう出口を模索するかは，今後，与党においてご議論されるものと思います。

２．法人税関係

法人税につきましては，**資料**㊶の「骨太の方

針」において，今後取り組むべき法人税改革の方向性が集約されております。

「成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する」，「数年で20％台まで引き下げることを目指す」，「来年度から実施」，「財源については，課税ベースの拡大等による恒久財源を確保する」，「年末に向けて議論を進めていく」いうことです。

企業がグローバルに国を選ぶ時代になった今日，法人税率引下げは避けられないと考えられる一方で，現在の法人税の構造が，赤字法人温存的になっているのではないか，黒字企業に税負担が偏りすぎており成長阻害的になっているのではないかと考えられるのです。このため単なる税率引下げではなく，競争促進・成長志向の改革として，企業が収益性を向上させていかざるを得なくなる状況を作り出していく，そのために「広く薄く」負担を求める構造にしていくことこそが，法人税改革の目指すべき方向ということです。

資料㊷は，国・地方をあわせた法人実効税率の国際比較です。日本の法人実効税率は，34.62％で，他の国と比較しても高めの水準です。

また，日本特有の状況としては，国税と地方税との２階建てになっているということがあります。法人実効税率引下げに当たっては，国・地方が役割分担しつつ，全体としてどう引き下げていくかということが課題になります。

資料㊸は，国民負担率（対 GDP 比）を示したものですが，法人所得課税のところをご覧いただきますと，日本の場合は3.2％となっております。他の国も大体同じような水準になっております。

GDP に対する法人税の負担率がほぼ同じ水準なのに，法人実効税率が高いというのはどういうことか。それは，すなわち課税ベースがかなり狭いということです。この課税ベースを狭めているものは何かについては，**資料㊺**をご覧ください。ここに示されているような諸制度により，課税ベースが5.8兆円程度浸食されています。さらには，**資料㊼**を見ていただくと，日本の場合，利益計上法人の割合が３割弱と極端に低い水準にあります。これは一部の黒字法人に税負担が集中するという偏った負担構造になっていることを示しています。このような日本特有の状況を根本的に見直すことで，黒字化へのインセンティブを付与し，より競争的な環境を作り出していく必要があります。

資料㊿は，与党税調がまとめた，「法人税改革に当たっての基本認識と論点」の概要です。

ご覧いただきますと，「成長につながる法人税の構造改革」という見出しがございます。「より広く課税を行いつつ，稼ぐ力のある企業や企業所得の計上に前向きな企業の税負担を軽減することで，成長につながるような法人税改革を行う」と指摘されています。それから，地方法人課税改革の関連で，「応益課税の考え方に基づく地方法人課税の改革」を進めていくことも指摘しております。

資料51では，「納税している企業が３割程度にとどまる状況が長らく続いている。収益性の高い企業の税負担を緩和し，より広く課税していくことで税負担の偏りを是正する」という方向性が書かれています。

それから，⑷では，「法人減税の財源が消費税率の引上げによって確保されたかのような誤解を生じさせることは絶対に避けなければならない」としています。

最後に「改革の展望」として，「世界で行われている『課税ベースの拡大をしつつ，税率を引き下げる』という法人税の構造改革を行うべき」，「恒久減税には恒久財源を確保するとの方針で臨む」という原則論が書かれております。

以上申し上げてきた問題意識をもって，「改革の名に値する法人税改革」に取り組んでいきたいと思っています。

３．所得税関係

次に所得税の論点に入ります。所得税につい

て，**資料**㊺は「日本再興戦略」の中の記述ですが，税制について，女性の働き方に対してより中立的な制度とする方策について検討を進めるとなっております。

これに関係しますのが所得税の配偶者控除です。ご承知のとおり，配偶者控除については，配偶者特別控除によりいわゆる103万円の壁は基本的に存在しません。ただ，103万円という心理的な壁もあるので，これを含めて検討せよとされています。

働き方ということになれば，結婚や子育てをどうするかといった点を含め，家族の在り方をどう考えるかという価値観にも関わる議論にも波及しますので，配偶者控除の在り方だけを議論していても，なかなか答えが出ないというのも事実です。

ご案内のとおり，所得税はたくさんの控除が設けられていますので，全体として控除を新しい時代に合わせた形で再設計しないと，なかなか１つのソリューションにならないのではないかというのが正直な感想です。そのあたりは，政府税調等々でしっかり議論を深めていきたいと思っております。また，この場でもそういうようなご議論を賜ると大変ありがたいと思っております。

更に最近は地方創生という新しい文脈の中で人口減，結婚・出産・子育て，そのあたりをどう考えるかということも非常に重要なテーマになっておりますので，その文脈をも視野に入れて，ソリューションを見つけていきたいと考えております。

４．国際課税関係

国際課税関係も最近非常に活発な展開が見られております。国際課税は，「投資・経済交流の促進」と「国際的な租税回避の防止」を目指しており，このための国際協調の取り組みが行われておりますので，こうした流れに沿った形で必要な改正に取り組んでいかなければならないと思っております。

まずは，「税源浸食と利益移転」という「BEPS」と呼ばれているものについてです。多国籍企業による税制の隙間や抜け穴を利用した租税回避スキームに対する対応を行っていくという取組みがOECDを中心に行われておりますので，それに絡む改正を目指していくということです（**資料**㊾）。

資料㊿の「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」も，同じように国際的な租税回避への対応という視点からの取組みです。非居住者の国内口座情報を各国税務当局間で定期的に交換するための国際基準が策定・公表されていますので，これを実施できるような国内法整備を図っていかなければならないと思っています。

最後は，**資料**(61)の租税条約です。現在の我が国の租税条約ネットワークは63カ国しかございません。中国などは100カ国にわたるネットワークを形成していると聞いておりますので，我が国も広げていく必要があると考えています。これは経済界ともよく相談をしながら整備をしていきたいと思っています。

５．まとめ

時間の関係で少し端折りましたけれども，ご説明いたしましたこの４つのテーマについて，年末に向けての税制改正の中で一定の結論を導き出さねばなりません。

ただ，先程申し上げましたように，将来を展望すれば，日本の経済・社会構造の大きな変化があって，これによって税制がうまくフィットしていないとするならば，いずれ大きな手術をしなければならないのではないかと思われます。税制については，グローバル化の進行や人口構成の大きな変化など時代の状況が変わっていく中で，こうした状況にふさわしい税体系を確立するとすれば恐らく消費税を中心とする税制というものを志向していくことになるのだろうと思います。併せて，そういう税体系を志向したときに，それとの組み合わせで，所得税なり，

資産税なり，他の税はどういう役割になるかという新しいテーマも出てくると思います。

若者世代が退職世代に対して人口比７～８倍もいるような1970年代においては所得税中心の税体系がふさわしかったかもしれませんが，若者世代が退職世代のたった人口比２倍ぐらいしかないような現代においては税体系が，そのままでいいというわけにはいかないと思います。今の時代に合わせた税体系を考えるという局面が必ずや参ります。租研におかれましても，そのような長い目線での税の在り方についてご議論を賜ればと思っておりますし，われわれもしっかりと勉強していきたいと思っております。もとより，足下の改正が大切なことは言うまでもありませんが，それだけにとらわれることなく，これからの時代を見据えた税体系のあり方についても議論していくべきだと思っています。目指すべき税体系の「北極星」を発見したいと思っています。

ご清聴ありがとうございました。

（岩﨑）　佐藤主税局長，ありがとうございました。

それでは，早速ただ今の説明に対しまして西山教授の方からご意見，ご質問をお願いいたします。

Ⅲ．財政・税制（国税）への意見

（西山）　明治学院大学の西山です。よろしくお願いいたします。このような伝統のある大会の討論会の発言者として私が相応しいかどうかわかりませんが，先ほど岩﨑先生からご紹介がありましたように，安倍政権の新成長戦略で女性の活躍が重視されていることから，一女性の視点から意見を述べさせていただきます。それから，消費税をライフワークにしているものですから，消費税の観点からも質問をさせていただきます。

１．消費課税の原則―公平と効率

３つの意見と質問をさせていただきたいと思います。まず１つは，午前中の田近先生のご講演の中でも「法人税改革の原則は何か」というお話がありましたが，今般の税制改革をどのような原則を持って遂行していくべきかということです。

平成20年度以降，消費税の税収が法人税を抜き，第２の基幹税になっています。消費税の重要性が高まっていく中で，「公平な課税とは何か」と改めて考えてしまいます。課税の原則は公平であることだと思うのですけれども，その公平原則を考えた場合に，所得税は応能負担というところで説明ができるかと思うのですが，消費課税における公平とは何かということを考えたときに，実はわからなくなってしまいます。

消費課税において応能負担ということだけを考えていきますと，いわゆる逆進性の問題ばかりに目が向いてしまいます。「中立性の原則」もしばしば言及されますが，この場合，国家間の競争中立とか，事業者間の競争中立とかいうことで，担税者である消費者が置いていかれてしまいます。そうしますと，今いろいろと考えていく中で，「効率性」が重要な原則ではないかと思うのです。効率性ということを言いますと，国庫主義者みたいに思われるかもしれませ

んけれども，重要なのは消費者が負担した税がロスなく国に納められることです。つまり，事業者の側で益税とか，損税が発生しない，徴税の側で過重な徴税コストがかからない，そのような効率性こそ消費税の原則ではないかと思うのです。

そこで，佐藤主税局長に質問させていただきたいのですけれども，消費税の徴税コストに関する公式なデータを公表していないのはなぜでしょうか。例えばイギリスですと，内国歳入関税庁年報には税目ごとの徴税コストが出ています。2013年のデータよりますと，複数税率構造の中で法人税（１ポンドの税収当たり0.77ペンス）と消費税（同0.64）と，あまり変わりません。つまり，複数税率の下では徴税コストがかさむようなのですけれども，税目ごとの徴税コストを国民の一人としてぜひ知りたいと思います。

２．日本の持続的な発展と税制

２点目の意見は，日本の持続的発展に関することです。日本の持続的発展のために，税制には何が求められるかということです。端的に言えば，持続的発展とは，人や技術が将来につながっていくということですから，少子化の問題と高い技術を持った中小企業の継承の問題に，税制面からも取り組まなければなりません。

午前中の田近先生のご講演の中でも中小企業の問題が所得課税の問題で取り上げられて，中小企業の問題は各論でなく，全体で議論していくべきだと問題提起されていました。中小企業の承継税制といいますと，親ばか税制と言われたりなどしますけれども，優良企業を国内にとどめるというところが重要になってくるかと思います。企業数からいいますと，中小企業は99％，それから，雇用の66％を担っているということですから，優良な中小企業の承継というところも重要な問題だと思います。

春にヨーロッパで中小企業の現地調査をしてきたのですけれども，ヨーロッパの中小企業の構造は日本と類似していて，企業の99％が中小企業で，雇用の66％を中小企業が担っているということなのです。EU における中小企業の定義ですけれども，資本金ベースではなくて，売上金額と従業員数の２つの基準ベースです。日本の税法は，主に資本金ベースですが，必ずしも企業実態を表していないのではないかと思われます。

３．子育て支援と所得税

配偶者控除の問題としまして，日本の所得税制が個人単位主義を採用しているにも拘わらず，配偶者の所得の多寡によって税額が増減するというのは明らかに論理矛盾だと思います。とはいえ，配偶者控除が既得権になっているということもありますので，この税制の歪みを矯正するためにはある程度痛みが必要かと思いますけれども，それに代替するような教育費支援とか，そういうこともお願いしたいと思います。

特に子育て支援につきましては，税額控除とか，給付ということよりも，設備の充実をお願いしたい。これは文科省や厚生労働省だけの問題ではなくて，財務省にぜひ財政的にお願いしたいと思うのです。私の周囲でも，都内の保育所に空きがないために，子どもを四国の実家に預けて週末に引き取りにいくような，長期距離介護ならぬ，長距離育児をしているようなケースもあります。

それから，小１の壁といって，就学前は何とか預けられるのだけれども，就学後に子どもを預けるところがないというようなこともあります。まずは設備の量，それから質との充実をぜひお願いしたいと思います。

いわゆるＭ字型就労というのは，経済的にも雇用環境においても余裕のある時代の働き方だと思いますけれども，現在は働かざるを得ない，働くことが期待されているということもありますので，この点の配慮もぜひお願いしたいと思います。

４．消費税における課税事業者登録制度

最後の３点目は，消費税に関することです。現在，事業者登録制度というものがありません。事業者が課税事業者かどうかという区別ができない中で，国境を越えるデジタル・サービスについて，Ｂ to Ｂ とＢ to Ｃと分ける課税の仕組みが検討されています。

課税事業者登録が導入される見込みがあるのかどうか。ないとすれば，どういうところに支障があるのかというところもお伺いできればと思います。

（岩﨑）　ありがとうございました。

併せて，秦専務の方からご意見を頂いて，その後，ご回答をお願いいたします。

（秦）　専務理事の秦でございます。岩﨑先生からお話がございましたけれども，私の立場は谷口副会長の意をくんで，その意を体して発言することだと思っておりますので，どうかよろしくお願いいたします。ただいまは，財務省の佐藤様には，わかりやすく御説明いただきありがとうございました。

１．我が国の経済環境

安倍政権が発足して以来，いわゆるアベノミクスの成果で，日本の景気回復が実現してきており，長年の懸念であったデフレからの脱却にも目途がつきつつあります。

この４－６月期の実質 GDP 成長率は，前期比年率－7.1％に下方修正されました。これは，想定されていた消費税率の引上げによる影響に加え，集中豪雨などの天候不順の一時的な影響も大きかったための結果であり，景気回復のトレンドは維持されているものと推察しています。

今後は，こうした短期的な不安定要素を取り除くことに加え，もうしばらくの間は，日本経済を自律的な成長軌道に乗せるため，経済成長に焦点を当てた集中的な政策運営が必要と思われます。

リーマンショック以来，長く続いた停滞を脱却し，さらに震災の被害を乗り越え，構造的に日本の再興を実現するために時間がかかるのはやむを得ないと存じます。重要なことは，政府が明確な方針を打ち出し，一歩一歩，着実に実行していくことで，今後の経済再生への期待を形成することであると存じます。安定政権になって，日本の再建に向けた取り組みが強力，かつ着実に進めることが可能となっております。ここ数年が最後のチャンスかもしれないと認識しております。内閣改造を経て，第二ステップに入る政権運営に期待しております。

２．財政の健全化

財政の健全化の話です。午前中も財政健全化についてかなり厳しいお話がございました。わが国の長期債務残高が1,000兆円を上回るという歴史的，国際的にも最悪の水準となっております。長期債務残高の累増に歯止めがかからなければ，わが国の財政は持続不可能な不測の事態に陥る懸念があります。

税収が歳出の５割程度しかないという極めて異常で，大変由々しき事態と思っております。持続的な成長のためには言うに及ばず，リスク回避という観点からも健全化に向かって危機感を持って対応していくことが必要だろうと思い

ます。そういった意味で歳出・歳入両面からの改革が強力に必要だと思っております。

歳出については，ないところからはお金が生まれないことを十分に認識すべきです。社会保障の給付の思い切った重点化，効率化を中心とした歳出削減が不可欠です。また，歳入面につきましても，国際的な信認にも配慮が必要であり，消費税の10％への着実な引き上げが不可欠です。ただし，それだけでは受益と負担とのアンバランスが解消しない状況です。消費税を中心とした新たな税制改革が必要であると存じます。

財政の健全化を実現するためには，財政健全化法といった一定の強制力のあるルールが必要ではないでしょうか。そのためには，国民の理解，コンセンサスの醸成が必要と考えております。

３．税制改革の方向性

税制改革の方向性についてですけれども，先ほど西山先生からもお話がありましたが，税制改革に当たっては公平，中立，簡素の租税原則の観点から再検討をする必要がございます。それは，「何が公平なのか」「何にとって中立なのか」「簡素化によって，犠牲となるものはなにか」といった国のインフラとしての制度設計に他ならないと存じます。特に公平性は最も重要なものです。

租研のアンケートでも，公平性が一番の基本であるという結果が出ています。公平性を原点として，大きな時代の変化の流れの中で税制改革をしていく時期に来ているのではないかということです。

４．債務残高と一体改革

税制改革を含む一体改革の時間軸についてご意見をお伺いしたいと存じます。

先ほどもご説明がございましたけれども，2015年や2020年の財政健全化目標が取り上げられ，そのときのプライマリーバランスの見通しの話がよく出てまいりますが，本来はその後ろにある債務の絶対額が大きな問題であると思います。その解消を目指す必要があることを考えますと，今後想定される改革時期はどのぐらいの期間で考えていけばよろしいのか，ご教示いただければと思います。

５．法人税

税制各論として，法人税につきましては日本を国際的に見て，ビジネスに魅力のある国にしていく必要があると思います。それは海外から企業が入ってくるということもございますけれども，海外に出ていった日本企業がまた戻ってくるといった魅力ある日本にしていく必要もあるだろうと思っております。

法人税改革は日本の立地競争力の強化と日本企業の国際競争力を高めることを目指すものです。少なくとも国際的に調和の取れたイコールフッティングな法人税制とすることによって成長戦略の実現に結び付けていく必要があると存じます。

政府が数年で法人実効税率を20％台に引き下げることを目指し，この引き下げは来年度から開始するということを言われており，高く評価しているところです。法人税率の引き下げの道筋を明確にし，早期に実現することが何より重要と存じます。同時に課税ベースの見直し等につきましても，国際的な調和に留意して検討していただければと存じます。

政策税制については廃止を含め，見直すべきものは見直す一方で，日本の経済発展に不可欠な制度は重点的に本則化し，さらに拡充することが必要です。

特に研究開発税制です。日本の国際競争力を高める基盤はイノベーションの緩みない創出にありますので，景気に左右されず，安定的・継続的に研究開発が可能となるように，成長志向の税制として恒久化，さらに拡充することが重要と考えております。

６．消費税

持続可能な社会保障制度となる安定財源の確保と財政健全化を目指すため，消費税につきましては，税率10％への引き上げは確実に実施する必要があると思っております。さらに，受益と負担の大幅なアンバランスが継続している実情と今後の社会保障費の増加を考えますと，消費税のさらなる引き上げを検討する必要があると存じます。

なお，低所得者対策として複数税率が検討されておりますけれども，公平，中立，簡素の観点から単一税率が望ましいと考えております。租研のアンケートでも８割近くの会員が単一税率を支持しております。

消費税は，社会保障４経費に使途が限定されており，受益ある社会保障費は低所得者に十分に配慮されており，受益と負担のバランスを考えて，低所得者対策は給付面で対応すべきでないでしょうか。税制に過度の逆進性対策を期待することは，非効率と考えます。

７．所得税

所得税につきまして，累次の税率構造の大幅な緩和措置によって所得税の所得再分配機能，税収調達機能が弱まっております。その機能の回復を図っていく必要があると存じます。特に，低税率適用の所得ブラケット幅の縮小や最高税率の引き上げなど累進税率構造の見直しの検討が重要であると思います。

８．国際課税

国際課税につきまして，BEPS 対応はその趣旨に賛成ですけれども，過度の情報開示の義務化を含め，合法的な行為を過度に規制することは企業の経済行為を阻害する懸念があります。十分な配慮をしていただくことを期待しております。さらに国内法への適用については十分な猶予期間を設けての対応をお願いしたいと思います。

９．今後の法人税改革

ご意見をお伺いしたい点としては，今後の税制改革に向けて，大企業と中小企業，法人と個人，国税と地方税といった区分について，どのような観点から検討されていくべきとお考えでしょうか。ご教示いただければと思います。

（岩﨑）　ありがとうございました。それでは，佐藤主税局長の方から，お答えできる限りで結構ですので，ご回答の方をお願いいたします。

（佐藤）　たくさんの貴重なご指摘をいただき，ありがとうございます。的確なお答えとなるかどうかいささか不安ですが，気付きの点を申し上げさせていただきます。

１　公平性と効率性

まず消費税の比重が高まっていく中で，税制の公平性と効率性のどちらに重きをおくべきかという点ですが，ロスなく収納できるということ，課税所得の操作がしにくいということ等の面から見ると，効率性という観点も大切な考え方だろうと思います。

ただ，公平性という観点も大切であることはいうまでもありません。ここで，公平性について一言申し上げたいと思います。公平性の一つの切り口は，生涯を通じた公平性ということです。収入を得る時期に関わらず，生涯年収が１億円の人と10億円の人がいて，それぞれが収入に応じて消費している場合，消費税であれば双方に同一税率がフラットでかかりますので，そういう意味では生涯ベースでの水平的公平性が実現していると思われます。

これとは別の切り口を申し上げますと，働く人が非常にたくさんいる社会と，働く人の数が相対的に減っていく社会では，それぞれ公平性というのは自ずから違ってくるのではないかという点です。1970年代のように若者世代が相対

的に多い時代では，所得税の公平性をしっかり考えるということを中核に置くと，社会の安定性は保てるのではないかと思います。一方で，65歳以上人口の割合が大きい時代には，世代間の負担バランスという点から，消費税を中核にすえる税制がよりフィットすると思われます。このように，人口構成等に合わせて重視すべき公平性というものを絶えずチェックしていかないといけないのではないかと思われます。

その時代にふさわしい公平性という視点から，税体系をわれわれが何をもって公平と思えるかというものをうまく体現できるように組み替えていく努力が要るのではないかと常々考えているところです。

もちろん効率性という観点を否定するものではございません。そこをできるだけうまく機能するように制度の穴を小さくしていく必要があります。今までも努力してまいりましたけれども，更なる努力が必要と考えているところです。

徴税コストについては，イギリスほど精緻な数字ではございませんが，私の手元の**資料**では，国税庁が租税及び印紙収入を100円集める徴税コストを計算したものとして，24年度予算ベースで1.6円という数字がございます。

２　日本の持続的な発展と税制

２つ目は大変重要なご指摘だと思います。日本の経済社会の持続的な発展のために税に何が求められるかという非常に大きなテーマです。ご指摘のありました「人」に着目した支援が必要ということも重要なことですが，ミクロ的に対応していくという部分だけでなく，税体系のあり方というもう少し大きな視点から組み立てていくという点も重要ではないかと思います。

税というのは社会の下部構造に対する，いわば上部構造のようなものですし，社会のインフラでもあります。したがって，いったん制度ができると，それにより様々な経済主体の行動に影響を与えてしまうという面があります。その意味では，税はあくまで時代の産物であり，その反映ということです。

繰り返しになりますが，全くの個人的見解とお断りした上で申し上げると，今はグローバル化と人口構成の大変動に直面している時代であり，制度設計を根本的に見直すべき局面に来ているのではないかと思っております。そういう意味では消費税を中核とする税制に変えていくとか，或いは所得税をこれにどのように組み合わせるかといった形で税体系のあり方を大きく組み立て直していく中で，人に着目してどうするか，企業の動きをどうするか，といった点も併せて，もう一度税体系の再設計を行っていく必要があると思います。

こういう文脈において，ご指摘のように人を育てるという観点から租税特別措置を見直すこともあり得ます。さらには，女性の働き方が議論になるという状況に象徴的に表れていますように，人々の働き方が大きく変わってきている中で，現行所得税において夫は正規雇用，妻は専業主婦といった家族モデルをベースとしていることをどのように考えるべきか，税の控除のあり方そのものを根本的に掘り下げて見直していく必要があると思っている次第です。

３　子育て支援と所得税

配偶者控除のお話がございました。先生のご指摘は，個人単位主義との関係で配偶者控除は問題ということなのですが，ここは様々な考えがあるのだろうと思います。個人単位課税であっても，結局，夫が妻や子供たちを養うことに伴って，夫の担税力が減殺されるという観点から一定の配慮が必要という考え方に基づけば，配偶者控除の意義を説明できると考えられますので，直ちに個人単位主義と結び付くものではないと思います。

ただ，妻の収入次第で，夫に適用される配偶者控除が効いたり，効かなかったりするということが，妻の働き方に影響を与えてしまうという状況が無視できなくなっていることも事実です。

ただ，この問題はただ単に女性の働き方に中立的であるにはどうすべきかという視点のみならず，家族のあり方といったより広い視点を踏まえて，配偶者控除のあり方を議論していく必要があろうかと思います。

これは人によりまして価値観が違うので，なかなか１つのソリューションは得難いですけれども，政府税調においてそういう議論もさらに深めていただこうと思って準備をしているところです。おそらく，１つの答えというより，いくつかの選択肢をお示しし，丁寧な議論を促していくことが必要なのではないかと思っています。

子育ての関連については，金銭給付のみならず，現物給付が大切ではないかという話だと思います。それは非常に重要だと思います。消費税率引上げに伴う社会保障の充実のプログラムの中でも，まさにそうした観点からの充実が盛り込まれております。

４　消費税における課税事業者登録制度

国境を越えるデジタルコンテンツの取引に係る消費税の扱いについてのお話がありました。国境を越えた役務の提供について消費税が課税されないというケースをどう扱うかという問題です。これについては，政府税調において，B to B取引とB to C取引に分けてどのように考えるかという制度案が示されており，年末に向けてしっかりと制度の詳細について検討しようとしているところです。

ご承知の通り，付加価値税の経験が深い欧州でも同じような問題があり，先ほど先生からご指摘がありましたように課税事業者番号というものをキーとして，その制度が組まれています。しかし，日本の場合には今のところ，消費税にインボイスがなく，課税事業者番号もないものですから，それを待っていても，なかなか問題は解決しませんので，なんとか知恵を出して，早急に一歩を進めたいと思っております。

インボイスにつきましては，それがあれば消費税の一層の適正化を図ることが可能なわけですが，消費税導入から今日に至るまでの長い経緯の中で，なかなかたどり着けない現実もございます。マイナンバー制度が施行されるなど，さまざまな状況の変化がございますが，まずは各方面の理解が必要であり，引き続き努力していきたいと思います。

５　債務残高と一体改革

財政健全化に対する大変厳しいご質問で，どれぐらい期間があれば公的債務が解消するのかというご質問です。これにお答えするのは容易ではございません。ご案内のとおり，公的債務残高は1,000兆円を超え，対GDP比で約200％という歴史上稀有の水準です。しかも，平時にこの問題を解決しなければならないのです。先の大戦をはさんで，日本は対GDP比で公的債務残高が200％ということを経験したものの，その時には戦争という特殊な事情が背景にありましたが，今は社会保障支出がどんどん増加していく状況ですから，よほどの努力がない限り，公的債務の圧縮をしていくことはできないのです。

ですから，理想的には公的債務の絶対額を減らすということではありますけれども，まずは一歩一歩できるところからということで，国・地方の基礎的財政収支（PB）の黒字化への努力を，進めているということです。

非常に重要なことは，政府がきちっとした姿勢でもって財政赤字に向きあい，財政健全化に取り組み，コントロールしているということを絶えずメッセージとして発信していくことではないだろうかと思っております。

相当長い期間がかかるかもしれませんけれども，財政健全化に向けた姿勢をしっかり見せることで，政府としての意思と実行力をみせていくのです。その姿勢を崩せば，信認が一挙に崩れかねません。そうしたことが起こらないよう心して取り組んでいるところです。

6　今後の法人税改革

最後に法人税改革です。法人税については，先程の説明の中で申し上げましたように，グローバル化が進んだ時代ですから，過度に税率の格差がある状態を続けていくのは無理があり，ある程度の国際的なハーモナイズということが必要になってくると思います。

一方で，日本の税法の下では，赤字の状態を作り出す仕組みが内包されている可能性があり，これを見直すことで「稼ぐ力」をしっかりと引き出せるような形にしていきたいと考えています。これが時代の要請だと思います。

先ほど，「日本再興戦略」の中でコーポレートガバナンスと併せて法人税改革を志向すると申し上げましたが，まさに企業のそういうご努力の一環として法人税改革がうまく活かせて，赤字法人には若干の負担をかけながらも，黒字法人にはネットで税が軽くなって，より競争的な環境を作り出していくことが今こそ大変重要ではないか。「今でしょ」という感じがしております（笑）

27年度が改革初年度ですので，なんとしてでも法人税を「広く薄く」負担する構造に変えていきたいと思いますので，租研の皆様におかれましても，そういう意味での応援を賜りたいと思っているところです。

先程のご質問にもありましたように，更に大企業と中小企業の関係，或いは国と地方の関係，或いは法人と個人の関係といった，まだまだ解決すべき点がございます。今回の改革の文脈においては，現時点で大企業と中小企業を同列に論ずることは容易ではございませんので，まずはそこのところは順序を心得てやっていくということかと思っております。

なお，中小企業といいましても，先ほど先生からお話がありましたけれども，資本金基準だけで機械的に分けていいのかどうかという問題もあろうかと思います。中小企業の「稼ぐ力」をどう高めていくかという面から何か新しい施策を検討する際に，税としてどう取り組んだらいいか，併せて考えていく必要があると考えております。

以上，取りあえず気付きの点だけ申し上げさせていただきました。

（岩﨑）　ありがとうございました。佐藤主税局長におかれましては，残念ではありますけれども，次のご公務の時間が迫ってまいりましたので，本日はこれでご退席です。どうもありがとうございました。

（佐藤）　途中退席をお許しくださいませ。どうもありがとうございました。

（岩﨑）　それでは，引き続きまして後半部分の討議に入らせていただきます。後半は「地方財政・地方税制の現状と課題」につきまして取り上げさせていただきます。

まずは平嶋自治税務局長から，中長期的な課題と，それから現下の問題についてご説明を頂きたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

Ⅳ．地方財政・地方税制の現状と課題

（平嶋）　ご紹介いただきました平嶋です。この租研の研究大会に，これで，４年連続で参加させていただいておりまして，財政の現状のところは，状況を申し上げますと，４年前よりも多少改善しておりますけれども，それほど状況が変わっているわけではないということですので，お時間も少し詰まっておりますので，前半の方はちょっと省略をさせていただきながらご説明をさせていただきます。

１．総論：地方税財政の現状と課題

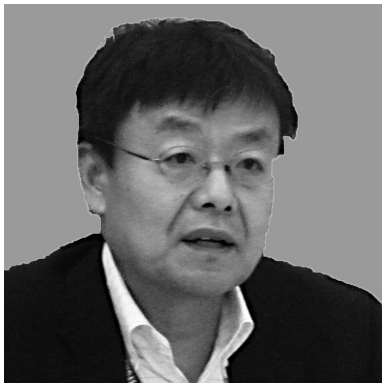

資料❶では，地方財政は地方税収の約３割に相当する巨額な財源不足が生じていると書いていまして，右下のグラフを見ていただきますと，４年前は14兆円，その前が13兆円余り，その前も13兆円余り，今年は10兆円ぐらいなので３兆円ぐらい改善をしております。けれども，これは実は繰越金のせいでありまして，中身は大して改善しているわけではありません。

特に25年，26年と，法人税の減税の方が動いておりますので，その影響が出ているということだと思います。

それで，**資料❷**が国の一般会計の歳出・歳入の状況で，これは，一般会計税収が，実は平成元年頃をピークに，まだそれを上回っていないという状況であることをご認識いただいた上で，**資料❸**の地方財政の財源不足は省略させていただきます。

資料❹は，国と地方の財政状況です。地方財政というのは国の財政政策の影響を大きく受ける他，税収構造も類似しておりますので，国の公債依存度と地方の財源不足はほぼ同じ傾向をたどっていることでご理解いただきたいと思います。

資料❺では，公債残高は累増し続け，**資料❻**では，地方財政の借金も高止まりをし，その結果，**資料❼**の右下にありますように，国・地方合計しました長期債務残高は1,010兆円，GDP比の202％になっています。

こういう構造になっているのはなぜかということを**資料❽**以下でご説明しているのですが，基本的には**資料❾**にありますように，日本は諸外国に比べて地方の歳出のウエートが高いということと，それについて**資料❿**，**資料⓫**をご覧いただきますと，その地方の歳出のウエートが高いけれど，実際は，その歳出の内容の多くを国が決めているということです。

特に**資料⓫**を見ていただきますと，社会保障の主な制度について，年金を除きますと，基本的には国と地方がお金を分け合うというスタイルで，実は社会保障制度が運用されています。

資料⓬は，先ほど佐藤局長からもありましたが，年々，社会保障費が伸びているのですが，上の枠に書いてありますように，社会保障費の毎年の自然増は国費が１兆円，地方費が7,000億円ということで，国と地方ともに大幅な増額が毎年見込まれておりまして，国と同様，公共事業費や人件費を減らして，その分で何とか社会保障費を賄っているという状況にあります。

その一方で，**資料⓭**を見ていただきますと，税収構造もかなり似ております。

特に**資料⓮**では，法人関係税がやはり地方もそれなりに多くございまして，これが乱高下していることが影響しています。

資料⓯が，過去の税収の推移を地方税収についても見たものですが，先ほど国税の方が平成元年以来そのピークを超えられないとございましたが，地方の方は，地方消費税の導入とかいろいろなことがありましたが，ここにございますように，19年度に国税から３兆円の税源移譲をしていただきました。

３兆円の税源移譲をしていただいた上で，平成26年度の水準は，地方消費税を導入した直後の平成９年度よりも下回っているという状況でございまして，実際は平成９年度を３兆円程度下回っているという状況になっています。こういう状況なので財源不足が出ているということです。

それで，**資料⑰**を開いていただきますと，そうは言っても地方は行革の努力が足りないのではないかというお声がよくありますので申し上げておきますと，職員数は相当程度減らしてきております。対平成６年度比で50万人減らしています。それから給与の方も，国の水準を下回るようになっています。

資料⑲は，何よりも市町村合併ということを大胆にやりましたので，例えば市町村数は3,229が1,727ですが，その上から５番目，いわゆる首長，助役，収入役といった三役の合計は，ほぼ１万人いたのが3,700人と，３分の１ぐらいに減っています。

それから議会の議員も，５万8,000人いたのが３万2,000人に減っています。農業委員なども，６万人いたのが３万5,000人に減っているということで，かなりのリストラはしてきていることにご理解いただきたいと思います。

その上でも，この赤字が残っておりますのでどうするかというと，**資料⑳**にありますように，中期財政計画の中で，このⅡの財政健全化目標について，国も地方も2015年度までに赤字の対GDP比半減，2020年度までに黒字化ということを掲げています。

その目標に関しましては，**資料㉑**，サンクトペテルブルク・サミットの首脳宣言において，一番下の行動計画，財政テンプレートの中で，国際公約としてもお示ししているという状況です。

資料㉒は，国・地方の基礎的財政収支と名目成長率です。それがなかなか大変だというお話は先ほど佐藤局長からご丁寧にご説明がありましたので省略しますが，黒字化をする2020年度には－1.8％ということで，まだ11兆円が残るということですが，いずれにしても，この2015年度以降のものをするためにも，まず消費税の10％への引き上げということをちゃんとやっていくことが大事だろうと思っております。

資料㉓が税制抜本改革の目的ですけれども，これは国も地方も同じで，社会保障の安定財源の確保と財政の健全化を達成しようということです。

資料㉔も同じでしたので省略しまして，**資料㉕**です。ここにございますように，今年の26年４月１日から合計で８％に引き上がりましたが，そのうちの地方分が3.1％，平成27年10月１日からは消費税全体の3.72％，10％のうちの3.72％は地方の財源とさせていただく，社会保障に地方の方も同じように増収分を充てさせていただくということになっています。

これについて，先ほど税制抜本改革法の中で判断をすると申しておりますが，公式には，安倍総理の答弁が真ん中にございます。「消費税率の10％への引き上げの時期については，税制抜本改革法において27年10月とされています。この引き上げについては，法律に則って，経済状況等を総合的に勘案しながら本年中に適切に判断したいと考えております」ということです。

それで，消費税に関しまして，地方側がどういう意見を持っているかだけ**資料㉖**でご紹介をさせていただきたいと思います。

この知事会の地方税財源の確保・充実ですが，厳しい日本の財源状況等を踏まえますと，２行目からですが，「税率10％へのさらなる引き上げを行うことが必要であり，そのためには今後も着実に国・地方を通じて経済状況を好転させなければならない」。

それから「軽減税率の導入については，検討を要する課題が多岐に渡るため，その導入時期については慎重に検討すべきである」と，こういう内容です。ただ，代替財源がないとやっては困るということです。

それから，全国市長会も同様でございまして，法の規定に基づき適切に対処，軽減税率制度について慎重に，全国町村会も軽減税率については慎重に検討いただきたいと，こういうのが総論的部分です。

Ⅴ．各論：平成27年度税制改正に向けた主な課題

それで，各論に入らせていただきます。**資料㉗**は，27年度税制改正の主な課題でございます。１つ目と２つ目の丸が法人関係です。法人実効税率の引き下げへの対応，それと併せて，地方法人課税の偏在是正，東京集中問題をどうするかというのがセットで議論しなければならないということですので，実効税率の引き下げと併せて偏在是正というのが重なりますので，なかなか複雑な問題状況となっているということです。

それから，車体課税については，昨年末の税制改正で軽自動車税の引き上げ等をご決定いただきましたが，消費税率10％段階の措置がまだ未決定ということでございまして，それについて幾つか課題がございます。

それから，地方固有の課題といたしまして，平成27年度は固定資産税の評価替えの年を迎えます。評価替えを迎えますと，いろいろな負担調整措置の見直しを必ず実施することになっています。これらがまた今年の大きな課題ということです。

それから，ふるさと納税の拡充，地球温暖化対策。それから業界の方々には関係しますけれども，３年に１度，軽油引取税に係る課税免除措置が切れます。これをどうするかという租特の問題もございます。それからゴルフ場利用税の堅持ということです。

１　地方法人課税関係

まず法人からですが，**資料㉘**は法人税率の国際比較ですから省略します。**資料㉙**は法人課税の概要です。法人税，地方法人税，法人住民税，法人事業税と，こういう形であるわけですが，要点として**資料㉚**です。

法人課税の改革というと，国の法人税の関係で地方は関係ないと思われがちなのですが，実は国・地方を通じる法人関係税収の６割強は地方財源ということで，これは，国税の法人税の地方交付税原資分も含めてということですが，全体の６割が地方財源です。だから単純な減税ということでは地方財政に大きな穴があくということが大きなポイントであるというふうに思っております。

その上で，**資料㉛**で，先ほど佐藤局長の方から，これに尽きるとおっしゃっていただいた骨太方針の法人実効税率部分です。

これに基づいてどうするかということですが，昨年のこの会でもご説明させていただきました。

資料㉜にございますように，私どもとしては，法人もその事業活動において，受益に応じた負担を法人の事業活動に求めることは適当であろう。地方法人課税そのものは引き続き重要なのですけれども，２番目に，地方法人所得課税は税収の偏在性が大きく，年度間の税収の変動が大きいこと等から，法人住民税法人税割は国税化して交付税原資化をしてはどうか，それから，事業税の所得割については外形標準課税の拡充をして応益課税化してはどうかということを基本線とすべきであると，このように地財審からご意見を頂いております。

この時点で，外形標準課税への移行は，法人実効税率の引き下げをする効果もあるのだから実施すべきではないかということを提言いただいておりましたが，それがいよいよ話題になっているということです。

そこで，中小法人についての議論で，ここでこの時点で，２行目，「その際，既に付加価値割が導入されている資本金１億円超の法人について所得割や付加価値割に切り替えていくことと，資本金１億円以下の法人に付加価値割を導入していくことのどちらを優先的に進めていくかについても，十分に検討する必要」ということで，後ほどご説明しますが，中小企業の問題についてはこの時点から相当の認識をしていたということです。

資料㉝は，これに関する与党の取りまとめで

す。これは６月５日です。２番目のところに書いていますように，「国・地方の法人税率の３分の１が地方法人課税のものである」ということで，２番目の丸の２行目ですが，後ろの方に，「このため，平成15年度には法人事業税に付加価値割等の外形標準課税を導入したところであるが，地域経済を支える中小企業に配慮しつつ，今後も，公共サービスの対価を黒字企業に限らず広く公平に分かち合うという地方税の応益課税を強化する方向で見直していく必要がある」。

それと，「平成26年度与党税制改正大綱においては，地方法人課税について，税源偏在の是正や，財政力格差の縮小を図るための措置を講じることとしており，今回の見直しにおいてはこれと整合性をとりながら進めていく」と，こういうことがポイントかと思います。

資料㉞は，政府税制調査会の「法人税の改革について」という取りまとめです。この中で，趣旨のところで，今回の改革の目的の２番目に，法人税の負担構造を改革する。課税ベースを拡大し，税率を引き下げることで，法人課税を“広く薄く”負担を求める構造にしていくべきである。地方法人課税の見直しは，法人税改革の重要な柱。応益課税の観点から企業間で広く薄く負担を担う構造にすることということをご指摘いただいているわけです。

それで，この中でも特に**資料㉟**が政府税制調査会の中でおっしゃっていることなのですが，これは後ほど出てきますので，ここではちょっと省略いたします。

資料㊱は，外形標準課税導入と法人実効税率の関係ですけれども，標準税率ベースで，これは15年度に実施したときですけれども，所得割の税率9.6％のうち2.4％を付加価値割と資本割に転換をいたしました。４分の１をやるということです。

結局，所得割の税率にしますと2.4％引き下がっているわけですが，その影響で，右の真ん中にありますように，外形標準課税の実効税率は1.33％下がっています。このとき1.33％だったのは，まだ法人税率が35％あったせいでして，現在の時点で考えますと，もう少し大きく，2.4％下げればもう少し大きく多分下がる，2.4％下げれば1.5％は下がるだろうという勘定です。

その中で，**資料㊲**は，先ほど言った付加価値割はやはり税収が安定する効果もありますということなのですが，それは省略します。

資料㊳は，この際，そういうふうに大法人の方をそう切り替えていったときに，大法人の所得割が，例えば4.8％や7.2％というときに，中小法人の所得割は9.6％のままでいいのかという議論の一方で，中小法人の方が赤字法人が多いわけですし，繰越欠損も全部適用されているので，今税を払っていないところに新たに負担になることについてどう考えるかという問題がございます。

これについて政府税調の方では，「外形標準課税の趣旨に沿って，資本金１億円以下の法人についても付加価値割を導入すべきという意見も多く出された」。１行目には，「資本割を付加価値割に振り替えることが望ましい」。それから３行目以降に，「法人事業税における付加価値割の拡大，対象法人の拡大を行うべきである。その際は，創業会社や中小法人への配慮などを検討すべきである」ということです。

下の方のグラフにございますように，現在，外形対象法人というのは全法人の１％しかございません。中小法人が99％を占めているという中で，どういうふうにしていくのか，ここが大きな議論の１つになっていくことは間違いありませんが，やはりわれわれとしては，これだけ政府税調からのご指摘も頂いておりますので，中小企業に入れていくとするとどのような案が考えられるのか，一応われわれなりの試案をお示しして政治のご判断を仰ぐということだろうと思っております。

ここで非常に誤解があるので１つだけ申し上げておきますと，よく中小法人の負担を増やして，それで大企業の減税をするのではないかと

いうふうに誤解している方がおられます。これは，先ほど申しました，例えば大法人に係る外形を拡大して所得割を減らすというのは，大企業の中で税収中立です。ということですので，大企業の実効税率の引き下げというのは，大企業の付加価値割でカバーされるので，そのことによって中小企業にご迷惑をかけるということを考えているわけでは決してありません。

それから，２番目ですが，現に今１億円以下の法人については入っておりませんので，ここに付加価値割を入れるとすると，相当程度の準備が必要になりますので，いきなりできるというものでもない。これは，案は示していきますけれども，そんなに簡単にできることではないということも承知しております。

その上で，この中小法人に関しては，中小法人の中で税収中立の形で進めていくのだと思いますけれども，そこは今後の政府税調の議論も党税調の議論もありますが，いずれにしても，中小企業への配慮ということについては，われわれの方もその必要性というのは十分感じておりますので，それなりの「なるほど」と思えるようなものをご提案していくように努力していきたいと考えているところです。

もう１点，中小法人の問題と同時に言われておりますのが，報酬給与額にかけるので，報酬給与を増やすとそれによって増税になるという，賃金課税ではないかということをよく言われます。

しかしこれは，**資料㊴**の図を見ていただきたいのですが，何も報酬給与額に単純にかけるわけではございません。報酬給与額，純支払利子，純支払賃借料に，これは収益配分額というのですが，伸び縮みをする単年度損益を加えた額に一定率を掛けます。

ということは，例えばある年に企業が，ご自分の収益の付加価値額の中で，報酬給与額を増やそうか，それとも今年は利益を残そうかという判断に対して中立な税制ということで，報酬給与額を増やせば単年度損益が減るのは当たり前のことですし，報酬給与額を減らすと単年度損益が増えますから，基本的には報酬給与額に対して中立であるというのが私どもの基本的な見解なのですが，導入するときに，それだけでは不満であるというふうに政治の方からはご指摘を受けまして，**資料㊵**にございますが，雇用安定控除というものが導入されています。

これは，報酬給与額が収益配分額の70％を超える場合に，付加価値額から雇用安定控除額を控除するというふうになっています。これは何が起こるかというと，先ほどのものに加えまして，実を申しますと，ここからさらに付加価値額が増えたときに，報酬給与額に回した方が単年度損益に回すよりも節税になるという税制になっています。

ここのところをよく誤解されていますので，この点をぜひご理解いただきたいというふうに考えております。また，その上で今後どうしていくか，さらに中小企業への配慮なりを，これは大企業の制度ですから，どう考えていくのか，いろいろと考えていきたいと思っています。

それで，ご参考までに，経済団体の方のご意見も私どもは十分に参酌しながら検討させていただいているというエクスキューズというか，証拠のようなものとしてお付けしているのですが，**資料㊶**はつい10日に経団連がご発表になった平成27年度税制改正に関する提言です。

その中の２番目の枠に，「地方法人課税の改革」がございます。外形標準課税については，２番目に「外形標準課税の安易な拡大はすべきでない。賃金が課税標準の相当部分を占め，雇用の維持・創出，所得拡大の方向に逆行」と書いてありますが，先ほども申しましたように，決してそういうことではないというふうにご説明はさせていただいているところです。

資料㊷の「経済団体の意見②」に，中小企業の成長を後押しする法人税改革をという，中小団体等の４団体のご意見がございます。この中では，中小企業についても法人実効税率の引き下げ，外形標準課税の中小企業への適用拡大に

は断固反対というふうなことです。ただ，先ほど申しましたように，今の大企業の制度をどういうふうに中小企業向けにアレンジして入れていくのかということについては，私どももそれなりのいろいろな検討をさせていただくつもりです。

それから，その下に経済同友会のご意見を付けさせていただいております。これは冨山和彦さんが中心になってまとめられたと聞いておりますが，「成長を促す法人課税と財政健全化の実現を」というところの「⑶産業の新陳代謝と生産性の向上の誘因になる法人課税及び関連制度体系へ移行する」ということでございまして，「そこで」の後ですが，「延命型の各種優遇措置や支援政策を新陳代謝促進型に見直すことに加え，外形標準課税の課税ベース拡大など応益課税を強化することで，生産性の高低で実質的な税負担率の差が生まれないようにすることが適当である」ということで，外形課税についてむしろ肯定的なご意見を頂戴しているわけです。

資料㊸は，連合の2011年のご意見ですが，機関決定をされていますので，政府税調におきましても古賀連合会長から同様のご意見を頂戴しておりますが，この下にありますように，法人事業税については，現在の暫定措置を廃止した上で，これは地方法人特別税のことですけれども，原則，外形標準課税化と雇用安定控除の比率引き上げというふうにご指摘をされておりまして，原則全ての企業に法人事業税の外形標準課税を適用する，中小企業は雇用安定控除の比率を引き上げるというご提言を頂いておりまして，いろいろな方が雇用の心配しておられますけれども，一番心配しておられるはずの連合からはこのようなご意見を頂戴しているというところです。

なお，参考までに**資料㊹**は，地方公共団体からの意見です。

併せて，**資料㊺**は，地方法人課税の偏在是正をやっていかなければいけないということになっています。

２　車体課税

資料46は，車体課税です。今年やった内容ですので省略をいたします。**資料㊼**は，消費税10％段階における車体課税の課題で何が残っているかというのが３つで，自動車取得税の廃止と自動車税における環境性能割の導入ということです。その内容は右のとおりです。

２番目は自動車税におけるグリーン化特例の見直し，３番目が軽自動車税における軽課の検討で，その他，二輪関係で幾つかの宿題が出ておりますが，これらはやはり10％の引き上げの判断と併せて検討していく必要があるということだと思っております。これはご紹介にとどめます。

３　固定資産税

資料㊿は，固定資産税の負担調整措置ですが，固定資産税については土地・家屋について３年に１回評価替えを行っております。

それで，評価替えの際に，負担調整措置の見直しを必ずしているのですが，１番，商業地について申しますと，例えば税負担の上昇幅を，地価がどんなに動いても税額の５％を上限にするとか，現在評価額の70％に課税標準額を頭打ちするとか，据置特例といったものが設けられております。

それから，住宅用地については，これも５％の上限の他，ここの住宅用地の課税標準等を６分の１，３分の１に引き下げるという措置を講じております。右下にございますように，実は平成５年度以前は４分の１，２分の１でございましたが，それを拡大している措置です。

このような種々の負担調整措置があるのですが，これらについて，**資料51**を見ていただきますと，こういう負担調整措置の多くと申しますのは，これは平成６年が100になっておりますが，この平成６年に，バブルの頃に地価が急上昇したので，土地の値段を７割に評価するという制度を導入しましたけれども，そのときから地価が下がり続けている中でこういう措置を講

じているということなので，先ほどのような措置の必要性については議論をしていく必要があるのだろうと思っております。

固定資産税の償却資産について今年もご要望を頂戴しておりますし，また検討条項になっております（**資料㊷**）。１点だけ，特に地方から反対が強いということは書いてあるとおりですので省略いたします。

資料㊹にございますが，よく諸外国にないまれな日本だけの税であるというようなことを言われますので，そうではないということだけ申し上げておきますと，償却資産課税というのは戦後シャウプ勧告でシャウプさんから導入するようにと言われて入れた税で，基本的にはアメリカでは普遍的な税でございます。

日本の企業がアメリカに進出しているときには，このように黒枠で囲った償却資産課税がある州に多数立地しておりますので，日本でもぜひお支払いいただけるとありがたいなと思っているということです。

４　軽油引取税

ふるさと納税については，**資料㊺**，**資料㊻**です。いろいろ課題がありますので省略をいたします。

それから，地球温暖化対策も省略いたしまして，**資料㊾**です。軽油引取税については，もともと道路特定財源として導入された経緯がございまして，道路に直接関係のない用途については広く課税免除されていました。

ところが一般財源化されてしまいましたので，原則としていいますと，道路に関係ないからという理由で免税をするというのはおかしいということになります。それで，24年度税制改正でも幾つかの用途について縮小しておりますが，今回，下のように課税免除措置が切れるのが，船舶，公共用とか，農林業とか，たくさんございます。これらをどうするかという議論を今年の税制改正プロセスでする必要があるということだと思っております。

５　ゴルフ場利用税

ゴルフ場利用税について，消費税の引き上げとかオリンピックとかいろいろなことがありまして，今年もゴルフ場利用税の廃止というご要望を頂戴しております。

しかしながら，**資料㊶**をちょっと見ていただきますと，実は東京都から近県に相当程度の方がゴルフに行っておられまして，道路を使い，水道を使い，ごみを出しということをしておられます。料金にも入っておりますが，ゴルフ場利用税，標準税率で800円ということで，生ビール１杯分ぐらいですので，ぜひ東京から行かれるゴルファーの方は，ビール１杯分ぐらいを置いてくるつもりでゴルフ場利用税を支払っていただけるとありがたいなと思います。

時間の関係ではしょったご説明で恐縮ですけれども，以上です。ありがとうございました。

（岩﨑）　大変明快なご説明ありがとうございました。それでは，まず西山教授の方からご意見を頂ければと思います。

Ⅵ．地方財政・地方税制への意見

（西山）　平嶋自治税務局長，ありがとうございました。２点についてお尋ねしたいと思います。

１　地方財政

１つは，財政のところ，**資料❶**のところで，10兆円の財源不足というのは非常に由々しい問題なのですけれども，それの原因として，新聞報道などでは，国から事実上義務付けられた補助事業などもかなり負担になっている，歳出の３割ぐらいを占めているということなので，ここのあたり事情をご説明いただければと思います。

2　地方消費税

それから２点目は，地方消費税の問題なのですけれども，神奈川県の企業税訴訟などもそうでしたけれども，安定的で，かつ多額の税収が期待できる法定外普通税の創設は事実上無理ということで，例えば地方消費税の割合を引き上げるということも考えられないのかということです。別荘税とか，ワンルームマンション税などは，税収としては期待できないところですから。

資料㉕でいいますと，地方消費税は税率８％段階では消費税収の21％，10％では22％ということで，連邦制であり，かつ憲法レベルで国と地方との分配方法が定められているドイツのようにほぼ折半というわけにはいきませんけれども，もう少し引き上げられる理由はあるかと思うのです。例えば消費税の課税根拠，先ほどお話にあったゴルフ税のことでもそうですけれども，消費活動に伴って発生する外部費用は消費者が負担すべきであるということも消費税の課税根拠になっているわけですから，消費活動が行われた地方にもう少し多くの税収が分配される可能性はないのでしょうか。

（岩﨑）　それでは，続きまして秦専務理事の方からご意見を頂いて，その後，ご回答を頂ければと思います。

1　地方税制総論

（秦）　総務省の平嶋様には，わかりやすく御説明いただきまして，ありがとうございました。地方税は地方公共サービスに対する地域社会の会費的な性格を持っており，受益と負担が結び付きやすく，地域住民が非常に理解しやすい身近な税制度です。それだけに，受益と負担の関係を明確なものとしていく必要があると存じます。

それを具現化するためにも，応益課税の原則を強化する，さらには，安定財源確保といった観点から，地方財政や国と地方の役割分担を含めた議論や改革を進めていただきたいと存じます。

２　地方財政の債務残高と一体改革

ご意見をお伺いしたいのは，これは先ほどの国の財政と同じことです。先ほどのご説明でも，地方の財政についても，国の財政と同様，非常に厳しい状況にある。構造的な問題はやはり同じ問題を抱えているということです。

やはり債務の絶対額が問題であると思います。それをどういう形で減らしていくのか，どのぐらいの期間で考えていけばいいのか，お伺いをしたいと思います。

３　地方税における個人と法人の負担の在り方

地方税の各論について，地方税に係る個人と法人の負担の在り方の問題です。個人と法人の負担を見ますと，やはり法人に過重な負担がかかっていると存じます。例えば，超過課税を考えてみますと，都道府県の法人税割でいきますと，１県以外，46都道府県については超過課税の適用になっています。それに対して個人の所得割に対しての超過課税は１県です。

市町村税の法人税割で見ますと，約1,000近くの市町村が，超過課税になっています。それに対して個人の所得割については，市町村は２市町村にしかすぎない状況にございます。固定資産税についても法人がかなりの負担をしている状況にございます。

それだけではなくて，法人には多くの税目が課されております。地方法人課税制度が複雑になっていたり，或いは，課税ベースが重複したりといった問題があると存じます。さらには，地方法人課税は，地域間の税源偏在が大きなものがございます。また，景気変動等，大きなものがございます。安定財源の確保といった点からも問題があると思っております。

地方財政支出で考えますと，福祉や教育等のサービスとして個人向けの割合が増えてきているという状況にございます。こういった点から，地方税負担の比重を個人に移していくことが重要と考えております。

４　事業税

事業税の関係については午前中，田近先生から，外形標準課税については賃金課税となり，雇用に影響を及ぼすということで，どちらかというと批判的なご意見があったかと思っております。

事業税につきましては，法人の負担が受益に見合ったものであるかどうかをまず検討するということが必要だと思っております。常に応益課税の観点から，受益と負担を比較し，受益に見合った形での負担ということを考えていく必要があります。

それを前提にしてということではございますけれども，法人事業税における所得割から外形標準課税への移行につきましては，行政サービスを受益している企業が応分の負担をするという応益課税の観点からは，中小企業については，ただ今もお話がございましたように，一定の考慮を行うことは必要と思いますけれども，見直すことが望ましいと思っております。

５　償却資産課税

それから，償却資産に係る固定資産税の関係です。先ほどもご説明がございましたけれども，受益と負担という観点から考えても，やはり問題があると考えております。償却資産に係る固定資産の見直しについて，引き続き要望していきたいと考えております。

６　今後の地方法人課税改革

ご意見をお伺いしたい点は，これも国税と同じことです。地方法人課税の面では大きな税制改革を検討されておられます。今後の税制改革に向けて，大企業と中小企業，法人と個人，国税と地方税といった区分について，どのような観点から検討されていくべきかお伺いしたいと思います。

（岩﨑）　それでは局長の方からご回答をお願いいたします。

（平嶋）　まず，西山先生から。

1　地方財政

財源不足と地方公務員の給与の話がありましたが，地方公務員の給与だけではなくて，地方支分部局や地方の事務所にいる国家公務員も全く同じでございまして，公務員の給与というのをどういうふうにしていくべきかという問題だと思っておりますが，ただ単に公務員給与を，昨年国家公務員の方も削減いたしましたし，地方公務員の大半も，実は最大で10％という，給与のカットをいたしましたが，正直申しまして，それによる効果で縮むような財源不足ではございません。やはり社会保障関係費が非常に大きいということです。

その上で，どうして発生しているかのところですが，先ほどの**資料**で飛ばしたのですが，**資料⑩**を見ていただきたいと思います。地方財政計画を色抜きしてあるのですけれども，給与関係経費の相当部分，それから一般行政経費の社会保障関係，公共事業，その他こういう国の負担，こちらの方でもさまざまなところで，基本的には国の方で枠組みができているということだと思います。

その上で，さらに，枠組みが残っていないものも，例えば戸籍だとか，福祉事務所だとか，こういう，やり方は任されているけれども相当義務付けられているものが中心でして，なかなか事業をやめることができない地方公共団体に自己努力でこれを解消するというのは難しいかなと思っているところです。

いずれにしろ，この財源不足というのは，バブルがはじけた平成６年からずっと続いておりまして，これは国と地方併せて構造を変えないと直らないものだというふうに思っています。

2　地方消費税

地方消費税の引き上げはどうだというお話がございました。地方消費税の引き上げについては，確かに，われわれもできたらそうしたいという気持ちがあるわけでございます。先ほどの法人税改革の中でも，法人事業税の所得割なりを国税化して，地方消費税をその分増やすということはどうかという提案を，かつて増田総務大臣がしたこともございました。

そういう流れもあって，そういう方向からやるというのもありますし，もう一段は，先ほど言った10兆円の2020年度のギャップを考えたら，もう１回消費税の引き上げが必要なのではないかという議論もございました。

これは民主党政権のときに，今の税制抜本改革法を出すときに，さらに次なる改革について検討するという条項を入れておりましたが，やはり今この時点でそのようなことは言うべきではない。取りあえず，まず10％までの引き上げをして，そこで考えるべきことだというふうになりましたので，やはりその流れを見定めていきたいというように考えているところです。ということで西山先生のお答えにさせていただきます。

3　地方財政の累積債務問題と一体改革

それから，秦専務からありました応益課税の話は，おっしゃるとおりだと思っております。国と地方の財政の構造的にどういうふうにやっていくかというのは，先ほど申しましたように，やはり国・地方を通じて税収の面の構造改革と歳出面の構造改革を両方でやっていかなければいけないことですが，ただやっておりますと社会保障費は伸びていくという現状にありますので，大変厳しいことは事実ですが，それを地道にやっていくしかないのではないかと思います。

私は，やはり，その先まではともかく，とにかくプライマリーバランスの黒字というのを国・地方で達成するというのは，非常に重要なことだと思っております。

それから，付言させていただきますと，プライマリーバランスは現在国が赤字，地方は黒字となっております。これは地方が楽に見えるのですが，実はそうではなくて，国から，地方の財源不足の残ったものの半分を交付税として埋めていただいておりまして，その埋めているお金があるので地方は黒字，国は赤字になっております。それもあるので，やはり国・地方全体としての構造改革が必要であるというふうに思っているところです。

4　今後の地方法人課税改革

最後，秦専務から，法人の負担が重いのではないかというお話がございました。先ほどの財務省の**資料**㊹にあるのですが，GDP に占める法人税収の比率というのは，決して日本はそう高いわけでもございません。アメリカよりも低いぐらいです。アメリカでは法人は，先ほど申しましたように，償却資産にも支払っています。

問題は何かというと，そうではなくて，なぜこれだけ税収のギャップがあるかというと，消費税負担とか個人税収の負担が低いということではないかと思います。

なので，今回の法人税改革においても基本的には，法人については別に新たな負担を求めるのではなく，税収中立を行った上で，他の消費税の引き上げは予定どおりさせていただこうということを考えているわけですが，法人税については，先ほども申し上げましたように，政府税調にありましたが，その法人税収そのものは GDP 比でさして高いわけでもないが，法人所得の大きい企業に負担が偏っている。そこが問題なのだろうと思いますので，そういう面で構造改革をしていきたいと考えているところです。

おわりに

（岩﨑）　ありがとうございました。既に予定されている終了時間を大幅に経過しております。そこで簡単に取りまとめをさせていただきますが，現在日本は転機にあります。それは経済が上向いてきたという意味で，よい転機でもあるわけですが，将来の負担構造を再検討するという意味で，負担が重くなるという観点でも転機を迎えているというふうに思います。

本日の両局長からのご説明や**資料**というのは，それを考える上において，とても良い**資料**でありましたし，良いご説明を頂いたと思っております。ご参加の皆様におかれましても，これからの負担構造をご検討いただくときの**資料**として有益に使っていただければありがたいと思っております。

それでは本日の討論会はこれにて終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。